

第43回平成24年3月与謝野町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成24年3月8日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時26分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1

一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) おはようございます。

昨日に引き続き一般質問をお世話になります。

本日も本会議終了後、産業建設常任委員会、それから、文教厚生常任委員会が予定をされておりますので、お知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めます。

日程第1 一般質問を行います。

最初に11番、小林庸夫議員の一般質問を許します。

11番、小林議員。

11番(小林庸夫) おはようございます。

それでは、議長のお許しを得まして、町長に対しまして二つの質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

一つは、都市部の企業から市町村に若手社員の派遣という事業についてであり、二つ目には、幾地地内に町管轄の海老川という河川があるのですが、その上流に急斜面の山と接している部分がございます、昨年の台風の雨によりまして、山が土砂崩壊をいたしまして、いまだ修復のめどが立っていない状況でございます、町の管轄ではないことと思われましても、これらの対応につきましての質問をいたしたいと思っております。

それでは、最初の質問に入らせていただきます。地域が久しく停滞いたすようになりましてから何年になりますでしょうか。いづごろからだとはっきり区切って言えるほど明解なことがわからないまま推移いたしておりますが、何かおかしい、このままでは希望の持てる地域にはなかなかないがたいのではという漠然とした感じがいたすのは、私一人ではないかと思っております。

町行政の責任外のこととはいえ、少子高齢化の進行と地場産業の、織物業の衰退、そして、農業分野も国や府などの補助政策によって守られているという現状、お勤めの方にいたしましても、限られた環境の中であり、町民税や固定資産税を主体とする町の自主財源も、歳入の22%という低い状況であります。このような中、町民生活のインフラ整備には、財源の非常に厳しい中、大変な努力をしていただいております、かつ、これが打開のためにいろいろと対策もとっていただいておりますが、あまりにもテーマが大きく、いまだ展望が見出せるまでには至っておりません。私も機会あるごとに、こういった課題につきまして、ない知恵を絞りまして今日まで申し上げてまいりましたが、このたびも再度、こういったことの質問に入らせていただきたいと思います。思う次第でございます。

正月のある新聞の記事を読ませいただきますと、総務省は2012年度から東京、大阪、愛知の三大都市圏に拠点を置く企業の若手社員を市町村に派遣する事業に乗り出すと報道されました。観光開発や情報化などの分野で地域をアピールする戦略づくりに取り組んでもらうという試みで一つの自治体に最大3年間、異業種2人1組で派遣し、総務省としても財政面で支援し、都市のサラリーマンと地方の接点をふやし、地域の活性化につなげる目的とのことでございます。

た。

総務省は、商社、コンビニ、IT企業など大手企業に呼びかけ、入社3年から5年の若手社員に市町村が用意するポストで働いてもらう。役場になじみやすいように2人一組みの異業種タッグの相乗効果にも期待していると。企業側にも社員研修としての意味合いのほか、販路開拓や地方との関係強化につながる利点があり、総務省が参加の意向を聞いた企業はおおむね前向きということでございます。原則として本業は休職し、市町村の常勤職員となるということでございます。自治体には特別交付税を一人当たり上限350万円交付するとございました。

与謝野町の現状を見ますとき、こういった新しい試み、取り組みが地域の閉塞感を打破するきっかけになればいいと思ひまして、質問いたすものでございます。まず、最初に、こういった制度があることをご存じなのかということと。また、これは、今、読み上げましたことは新聞紙上だけの情報でございますので、より詳しい現状がおわかりでしたらお聞きいたしたいと思ひます。

二つ目には、今議会にも与謝野町中小企業振興条例も提案されておひまして、また、観光振興にもリンクする制度ではないかと思われまして、取り組んでみる価値があるのではないかと、私は思ひまして、町長のお考えをお聞きしたいというように思う次第でございます。

次に、先ほど申し上げました海老川横の山崩れの対応につきまして、質問を申し上げます。現場は海老川を挟んで、すぐに民家が建っておりまして、山の傾斜角度も、素人が見ましても40度から50度は十分あるなど言えるほどの急な場所でございます。町のハザードマップにも急傾斜地として示されている場所で、今までにも土砂崩れなどが発生いたしてございまして、一部小規模な柵が設けてございしますが、昨年の台風によりまして、雨によりまして、担当課の方はご存じと思ひますけれども、大きく崩れております。5、6年前にも台風によりまして、立木が根こそぎ倒壊いたしまして、処置の方法につきましても民間の所有される山ゆえに、公的には直せないということございまして、地元の方々に、町の方も、いく分お世話になった経過もございしますが、地元の方々も出まして対応させていただいたような経過もございします。今回も京都府の格別な計らいでブルーシート2枚で覆って、雨水が入り込まないような応急処置がなされておりますけれども、これ以上はできないということをお聞きいたしてございします。しかしながら、関係民家の方々、また、隣の方々にすれば、何とか行政の力で対応はできないものかと非常に、真剣に困っておられるのが実情でございます。この件に関しましては、幾地区のほうからも要望が出されていると思ひますが、一つ目の質問といたしまして民地ということ、現状のまま放置されるのか、あるいは二つ目には個人で、そういった土砂崩壊防止工事を行うということにしましても、膨大な資金が必要なことと想像されますし、とても個人では無理かと思ひます。こういった状況の箇所の解決方法は、どのようなことがあるのか、急傾斜地でございますだけに、京都府のほうへ強力に申し入れができないものか、お尋ねしたいと思ひます。

三つ目に海老川の下流に水田を多く要してございまして、土砂が水田に流れ込むという被害も生じてございまして、田んぼの持ち主の方々から、何とか海老川の堆積しておる土砂の浚渫をお世話してほしいということもお聞きいたしてございします。できましたら、3年に一度は、こういった浚渫がお世話できないかということをお聞きいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

一般質問の二日目、まず、小林議員、ご質問の一番目、都市部の企業から市町村に若手派遣について、お答えいたします。1点目のご質問は、この制度は、ご存じかとのことでございますが、総務省の若手企業人地域交流プログラムとして把握しております。このプログラムは、総務省の定住自立権構想の平成24年度新規事業として大都市圏の企業に勤務する若手企業人が1年から3年程度の一定期間、地方の自治体に出向し、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に携わることで、地域の元気づくりを推進するとともに、地方と大都市の交流のかけ橋となる人材として、将来的な活躍を期待することをねらいとして実施されるものでございます。

担当課から総務省に確認させましたところ、平成24年2月末現在で企業と調整がつき実施が決定しているのは全国で6自治体とのことです。

2点目、中小企業振興基本条例、観光振興にもリンクし、取り組んでみる価値があるのではとのご質問ですが、このプログラムの対象地域は定住自立権に取り組む市町村でありますので、与謝野町は該当いたしません。なお、私としましては、行政に直接携わるのではなく、間接的なかわりで若手企業人が地域と交流を行うことはやぶさかではないというふうに考えていますので、総務省のプログラムを参考に、与謝野町バージョンを検討することの価値はあるというふうに受けとめさせていただきましたので、今後の参考にさせていただきたいというふうに思います。

2番目の幾地区内の海老川横の山崩れ対応についてお答えいたします。質問にお答えする前に小林議員の質問趣旨の中で、府の急傾斜地にも指定されている箇所とありますが、実際に急傾斜地としては指定されておらず、砂防指定地として指定されておりますので、ご理解をいただいておりますというふうに思います。

この海老川の山崩れ箇所は平成23年5月29日の台風2号により山の斜面が崩れ、土砂の流出による海老川が埋塞したものでございまして、土砂や流木の撤去は京都府丹後土木事務所が行い、応急処置としてブルーシートで、のり面保護を施工していただいたものでございます。

さて、ご質問の1点目と2点目につきましては、一括してお答えいたします。現状のまま放置されるのかということですが、町といたしましても、被災直後から京都府丹後土木事務所へ本復旧の要望をいたしておりましたが、この土地が個人所有地である上、保安林に指定されているということから、土木サイドでの本復旧は困難との回答でした。そこで大阪府在住の土地所有者に連絡し、平成23年11月2日に現地を確認していただき、現在も不安定な状況で、さらなる崩壊と同時に、立木が倒れたときに対岸の民家に被害を与える恐れがあるので、復旧工事を実施していただきたいというふうにお願いましたが、多額の費用が必要で実施できないとの回答で、京都府、または与謝野町で復旧工事を施工してほしいとお願いされたところでございます。

次に、解決方法があるのかということですが、先ほど申し上げましたとおり土木サイドでの復旧は困難な状況であることから、農林サイドで復旧ができないか検討をしております。そうした中で京都府小規模治山事業が該当するのではないかとお考えかもしれませんが、採択要件や現地在保安林ということもあり、今すぐの実施は困難な状況ですので、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

最後の3点目、海老川の堆積土砂浚渫、せめて3年に一度は実施をということでございますが、

幾地区の要望等も踏まえ現地の状況を確認した上で適切な時期に実施してまいりたいというふう
に考えております。

以上で、小林議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） まず、最初の項目の質問でございますが、この与謝野町は対象外ということで、
今、町長おっしゃられまして、私は、この新聞記事では、どこともかと思つて拝見させてもらっ
たんですが、いわゆる財政の指数とか、そういったことですか。もう一度、その対象外の、ちょ
っと聞き漏らしたんですが、対象外のわけというんですか、そういったことをちょっともう一度、
お聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身もよくあまり承知はしていないんですけれども、一つ勉強させてもらう中
で、定住自立圏という、そうした、みずから圏域を決定していくわけですけれども、中心地、市
と周辺市町村が生活実態や将来像を勘案し、協定を結ぶことによって、そういう定住圏という、
そういうゾーンをつくるわけです。そのゾーンに入っている市町がどこかが中心市となって、そ
して、お互いに周辺の市と協定を結んで、いろいろと交流をしていくという、そういう構想でご
ざいます。その中で京都府下では、どこも該当がございません、今のところ。福知山市が、その
中心市とされてはおりますけれども、その中心市宣言をされておられないわけですので、実質的
には、そうした定住圏構想の中の一つの市ということにはなっていないということです。

先ほども言いましたように全国では6自治体が、そういう指定を、定住圏のあれに取り組んで
おられるようですけれども、これから企業と、そうした調整をやとつたというふうなところ
が6市ございます。そういった今、状況でございます。ですから、与謝野町といたしましては、
そういうものには該当しておりませんが、そうした考え方というのは大事にする必要がある
かと思ひますし、それらにつきましては、産業振興会議等もございますから、そうした中で、
今後、どういう形を目指していくのがいいのか、まさしく与謝野町流の、そうしたやり方とい
うものも一考する価値はあるのではないかとこのように思っております。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 指定の対象にはちょっと外れるという、まことに残念なことを聞きまして、そん
なことかいなと思つていますが、いわゆる商工会の職員さんも、何かお話を聞きますと、いわゆ
る、この与謝野町の商工会の職員さんも他地区に期限を切つて派遣されるというような中で人材
交流をなされるようなことも耳にいたしておりますが、やはり一定ところばかりではなしに、よ
そからの新しい水も入れて、そういうことによって、また、私たちも職員の方々も、また、町民
の我々も、そういう刺激を受けるというような制度だと、私は理解しております、非常に取り
組むべきことかと思ひましたけども、残念ながら、そういうことでしたら、手を挙げられないと
いうことかと思ひます。

せんだつても産建委員会で農林課のお話を聞きましたら、京都府の指導でXキャンプというん
ですか、何かそういったことも大学生との交流は、京都府のほうは取り組んでいただけるとい
うようなことをお聞きしまして、非常に喜ばしいことだと思つておまして、今、町長が申され
ましたように、これを一つの起点として、そういったことができれば、この町に合うた形の、そ

ういう取り組みがお世話できたらと、このように思う次第でございます。

それから、二つ目の海老川の土砂崩壊のことですけれども、私は、この地図を見まして、いわゆる危険地域に指定されておるとは思っ、これは町単独の急傾斜地の指定でございますか、私は京都府のほうの、いわゆる指導のもとに印がつけてあるもんかと思っ理解しておったんですが、まず、その点をお尋ねしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 詳細につきましては、建設課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思っます。今、議員がおっしゃいましたように、海老川という河川がございまして、それは町が管理しておる河川でございます。ただ、海老川周辺につきましては砂防指定地域というふうな指定がしてありまして、いわゆる土砂が崩れてくる可能性があるというふうに言われておりまして、その部分につきましては、砂防指定地の指定をさせていただきますというふうでございます。

それから、今、議員がお持ちの地図の関係についてでございます。それは土砂災害防止法という法律に基づきまして、京都府のほう、いわゆる危険渓流だとか、あるいは角度が急な部分につきましては土砂災害防止法に基づきまして調査をさせていただきますというふうな状況でございます。多分、今、議員が持っておられますのは町のほう、危険の部分につきましては、ある程度、指定をさせて、ここの部分が危険ですよというふうなことを申し上げた地図ではないかというふうに思っおりまして、それに基づいて、もっと詳細なことを京都府のほう、調査をしておるというふうなことでございます。

今、言いましたように、その部分が砂防指定地というふうなことで、なおかつ、そこに保安林が指定してあるというふうなことで、先ほど町長の答弁にもございましたように土木サイドのほうでは、なかなか無理だということございました。今、この復旧につきましては、じゃあそれなら、ほかに復旧方法はないのかというふうな点で、いろいろと検討をさせていただきますと、やはり複数戸あると、京都府の小規模治山事業が該当する可能性があるというふうなことがございましたので、今その部分につきましては、採択要件だとか、そういったこともございますので、その部分につきましては、今、調査をさせていただきますというふうな状況でございます。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 保安林に指定されておるということのようですが、保安林というのは、いわゆる、これネットでちょっと立ち上げたんですが、水源の涵養、土砂の崩壊、そのほかの災害の防備、生活環境の保全形成等、特定の公共目的を達成するために農水大臣、または都道府県知事によって指定される森林とのことと定義がされておるようでございます。保安林の役割としては、水をはぐくみ災害を防ぐというようなことが書いてあるんですが、これには16ですか、17項目の保安林の要綱がございまして、3番目に土砂崩壊防備保安林という形で山地の崩壊を防ぎ、住宅や鉄道、道路などを災害から守りますということに該当するのかなと、3番目に該当するのかなと思っ、私は見させてもらったんですが、保安林でありましたら、やはりこれは個人でなければいけないということですか、どういうことですか。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをします。今、保安林指定になっておるといふような状況になっておりまして、現地の部分につきましては、その部分につきましては、いわゆる土砂が流れてきたときに数戸以上、いわゆる2戸以上の、そういうふうな家屋が被害を受けるというふうなことになりますと、今の小規模の治山事業が該当するのではないかというふうに思っております、現在、検討させていただいておりますというふうな状況でございます。

上が隣地というふうなことが一つの条件になるだろうというふうに思っております、その部分につきましては、その箇所部分は該当するのかなというふうに思っております。今後、今の、その採択要件、それから保安林というふうなこともございまして、一定、指定がしてあるというふうな状況もございしますので、保安林内作業でいけるのかどうか、その辺も含めて検討をさせていただいておりますというふうな状況でございます。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 所有者の方にも連絡をいただいて、やはり資金的な面で、こういう行政の力というようなご希望があったというようなご答弁をいただいたんですが、公の山でありますとか、そういうのでしたら、その公の組織で、力で、すぐさま対応できると思うんですが、個人の、そういった民地の場合、私もちょっと岩屋峠あたりも崩れておりますし、どういう対応をなされておるのかちょっとお尋ね、ちょっとしてみたいんですけども、全部が全部、公の土地ではないと、民地もあるというようなことで、その民地につきましては、工事をする分を府なり買い上げてもらって、そして、工事にかかってもらっておるといふこともお聞きしたんですが、そういったことは間違いないことですか。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今、土砂災害防止法の関係で、この与謝野町にもたくさんの危険渓流だとか、あるいは急傾斜地のところがあるというふうなことが判明をいたしました。ちょっと質問と外れるかもわかりませんが、この土砂災害防止法ができました背景といたしますのは、たくさんの、そういうふうな危険渓流だとか、あるいは急傾斜の関係があるというふうなことで、なかなか国のほうも一つ一つ対応が難しいというふうなことから危険の、いわゆる住民の人に、そういうふうなことをお伝えし、もしも何かあったときには避難をしていただくというふうなことで、この土砂災害防止法というふうなものがつくられたということでございます。したがって、すべての箇所が一朝一夕に防止できるというふうな、国、そういうふうな予算づけが、なかなかできませんので、最初に申し上げましたように、そういうところを住民の人に教えて、そして、避難をしていただくということが、この土砂災害防止法の関係でございます。

今、質問がございましたように、すべての部分につきましては、例えば用地買収をするだとか、そういうこともなかなか難しいというふうに思っております、例えば、構造物を入れさせていただくについても、地元のご協力がいただければならないだろうというふうに思っておりますし、この関係で補助裏の部分につきましては当然、民地の方に負担金を持ってもらうべきだというふうに、私は思っております。そうしないと町が、国も京都府も、また、町もすべての部分を個人さんの部分も負担なしでやるというふうなことはならないだろうというふうに思っております、やはり応分の負担を持っていただくのが前提の話ではないかというふうに思っております。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） そうすれば一応、先ほどちょっとお話を聞きましたら、一応、調査してというように、課長、いわゆる前向きに府のほうにも、府がなさるのか、町がなさるのかはわかりませんが、前向きに、あの箇所を補修に向けての調査をやってみようと、やるという、そういうふうに理解させてもらったらいですか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをします。今の事業採択しようと思えますと、先ほど申しあげましたように、応分の負担を持っていただかなければならないというふうに思っておりまして、その負担が、持っていただけるというふうなことになるれば、当然、京都府がやるのか、町がやるのか、その辺の区分があると思えますけれども、まず、私有地ということがございますので、やはり応分の負担を持っていただけるというふうなことになるれば、京都府のほうに、そういった要望なり、また、最終的に町がするということになるかも知れませんが、そういう方向性が出てくるのかなというふうに思っております。全然、負担はなしで直してくれということにはならないだろうというふうに思っておりまして、その部分につきましては、当然、地権者の方とお話をさせていただくということになるだろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） その応分の負担というのが、どの程度のパーセントとか、過去の、もし例題がありましたら、お聞かせいただきたいということと、それと地権者に対する、いわゆる直接交渉的なことは行政側がお世話になるというような形で理解させてもらったらよろしいですか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えします。治山事業につきましては、農林課所管の事業でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。まず、今、建設課のほうから答弁をいたしました京都府の治山事業につきましては、一応、事業費が100万円以上で800万円未満の治山事業を対象にしております。2戸以上の保全対象が要ということでございまして、京都府が50%の補助、残りを町と受益者で負担をするという制度になっております。それよりもまた、小規模の治山事業としましては、300万円未満で町単費で町が70%を補助をするという、そういう治山事業も急傾斜地の保護を目的とする、そういう治山事業も制度としてはあります。どちらを使っていくかということになるかというふうに思いますが、この受益者負担の考え方につきましては、この町単費の、町補助70%をやはり基準にさせていただくべきかなというふうに思っておりますと、そうしてきますと、30%の受益者負担が、程度は考えていただく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、その辺を地元の中で調整をさせていただいて、事業ができるような状況につくり上げていただきたいということでございます。

きょうまで治山事業をいろいろとやってきておりますが、大きな堰堤を入れるとかいうようなことも含めまして、すべて地元の調整は地元の区の中で保安林の同意なり、堰堤を入れる場所の地権者の同意なりを取っていただいておりますというのが現実でございますので、その辺については、もう地元のほうでお願いをしたいというのが現状でございます。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） はい、わかりました。ここには区長もおられますので、ひとつそういうようなこ

とのようでございますので、区長、よろしく申し上げます。えらいとこで鉄砲の矢が飛んできましたけれども。それから、いわゆる三つ目の浚渫ですね、土砂の。海老川の、こういったことにつきましても、下のほうが今、岩屋工事をお世話になっておるんですが、そういったこともあわせまして、かなり堆積いたしておりますので、お願いできたらというように思っておるんですが、古い方から聞きますと、あの海老川が改修されたときに、町長もお聞きかと思えますけれども、何か3年に1度は浚渫するというような町のお話だったということを古い方からは耳にいたしておるんですが、なかなかそういったことが、財政的な面からしていただいてないというような実情から、できたら、そういったことを取り組んでいただきたいということもあわせてお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 太田町長から答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身は、そういう取り決めとございますか、そういうあれがあったかどうかということについては、記憶をしております。そういう3年に一度ぐらいはやるべきだろうなというようなお話はあったのではないかと程度のことでございます。

建設課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをします。先ほど町長のほうのご答弁にもございましたように、いわゆる現状を把握し、それに基づいて浚渫をするというふうなことが必要だろうというふうに思っております。

例えば、3年に一度だとか、あるいは、その状況を見計らって5年に一度だとか、その部分につきましては、町が一定、管理をさせていただいておるというふうに思っておりますので、今後も適切な管理をしていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） できましたら、現場を見ていただいたら、よくわかると思えますし、ああいったブルーシートで覆っただけ、そして、飛ばないように上のほうの木の根っこから砂袋がぶら下げて押さえ込んであるというだけの、見ても、また、いつ崩れるかわからないというような状況から、近所の方々、非常に不安を持っておられます。それと本当に、個人のものであるという形の中で、受益者負担という形で個人の負担も応分の負担があるということも、ただいまお聞きしたわけでございますが、そういったことの話合いが可能なものかどうかということも、やはり今後の課題かと思っておりますし、非常に逃げる、土砂崩れでしたら避難してもらったらいというだけでは解決できないような現場だと私は思っております。

ぜひ、行政の力も合わせましてお力添えを賜りたいとお願いしまして、質問を終わります。

議 長（井田義之） これで、小林庸夫議員の一般質問を終わります。

次に、1 4 番、糸井満雄議員の一般質問を許します。

1 4 番、糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

私は3点のことについて質問をさせていただきます。一つは与謝野町の地震、あるいは津波対

策について。それから、二つ目については、原電対策について。三つ目には学校における防災教育について。この3点について、与謝野町の防災対策としてお尋ねをしたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

現在の与謝野町地域防災計画は、平成19年3月に策定されました。地域防災計画策定後、現在、5年が経過しており、社会情勢動向から計画全体の点検整備、及び見直しを早急に検討すべき時期にあると思います。また、防災計画では、修正については毎年、検討を加え、修正としており、なおかつ緊急を要するものについては、その都度、修正をしております。与謝野町においては、1927年、すなわち昭和2年に発生した丹波大震災から昨日でちょうど85年となりました。また、阪神淡路大震災からは17年経過いたしました。さらに昨年3月11日、東日本大震災が発生し、あす、しあさつてにはちょうど1年となります。この東日本の大震災は大津波の発生や福島第一原子力発電所の事故など、日本がかつて経験したことがない大災害となり、多くのとうい命が奪われました。改めて犠牲になられた方への哀悼の意を表するとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げる次第でございます。この上は一日も早い復旧、復興を心からお祈りを申し上げたいと思います。

この東日本大震災から私たちは多くの教訓を得ることができましたし、防災対策の問題点も明らかになりました。特に与謝野町においては、津波対策については、無計画であったのではないかと思いますし、これに加えて原子力対策も迫られる事態になったと思います。したがって、この二つの対策については、迅速かつ緊急に対応する必要があるのではないのでしょうか。東日本大震災以降、各地で地震が多発しております。災害は忘れたころにやってくると言われ、特に地震災害はいつ発生するかわかりません。被害を最小限に抑えるには、ふだんの取り組みが重要であります。事前に周到な計画を立てて実践に即した訓練を積み重ねる必要があると思います。その上で万一の場合には臨機応変に動ける柔軟性を兼ね備える体制づくりが欠かせないのではないのでしょうか。

昨年9月には与謝野町防災会議も開催されたと聞き及んでおりますが、特に緊急性のある次の事項について、質問をしたいと思います。

一つは地震・津波対策についてであります。日本海には大きな津波は来ないというふうに言われておりますが、日本海側も津波と無縁ではありません。福井県沖の若狭湾内断層で地震が発生した場合、津波予測も想定されており、過去には1983年、日本海中部地震、1993年、北海道南西沖地震では舞鶴や丹後半島で津波による被害が発生しています。また、府中の標高約40メートルの波せき地蔵、これは1300年前と言われておりますが、これは府中の真名井神社にございますが、ここには津波が押し寄せたという伝承や、また、文献などから若狭湾に大津波が押し寄せた記述が残っていることも明らかになっています。津波に限らず、与謝野町には山田断層、あるいは隣には郷村断層など、震度7クラスの地震が想定される活断層が眠っています。地震はいつ起こるかわかりません。過去の歴史に学び、対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。しかし、東日本大震災のとき、明らかになったのは、北部全体が津波に対する対策のおくれであり、与謝野町も同じ対策のおくれが指摘され、特に津波注意報の扱いや避難所、避難経路の選定など、危機管理体制のおくれ、見直しが指摘されたところでありました。したがって、次の点について、実態について質問をしたいと思います。

まずは避難場所、避難経路についてでございますが、一つは防災会議において避難場所、避難経路などの検討がされ、選定されているのかどうか、お尋ねをしておきたいと思えます。

二つ目には、避難場所、避難経路など、町民に対する情報伝達、周知徹底を図る方策はどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

二つ目に災害対策本部機能の維持、確保及び予防対策についてであります。地震・津波が発生した場合、行政機能が失われるということを前提に対策を講じる必要があります。また、近隣市町や各種団体との相互支援が求められるのではないかとというふうに思っております。したがって、次の二つの点について、お尋ねをしたいと思います。

一つは、地震及び津波などにより災害対策本部機能が低下及び喪失のおそれがある。したがって、機能維持、確保をどのようにお考えになっておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

二つ目には、近隣市町及び各種団体との応援協定の締結など、相互協力体制が構築されているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

さて、3点目に高齢者要援護者対策についてであります。東日本大震災で犠牲になられた方のうち、65歳以上の高齢者が全体の約55%を占めていると言われております。高齢化が進む地域では、特に災害弱者が津波に飲まれた実態が浮き彫りになったと思えます。原因は逃げおくれによるものではないかと指摘されております。

そこで二つの点についてお尋ねをしたいと思います。一つは要援護者の把握はできているのかどうか。これは20年12月議会で一度、質問をさせていただきましたが、再度、お尋ねをしておきたいと思えます。

二つ目は、高齢者要援護者への避難指示、避難方法などの対策はどのような計画がされているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、原電対策についてでございます。福島第一原発事故を受け、若狭湾の原発群では津波対策が見直されております。原発事業者は想定を上回る津波でも一定の規模までは安全を確保できるとの立場でございますが、伝承や古文書には大津波の記述があり、現在、絶対的な安全性の確保は保障されておりません。原子力発電所は福井県高浜町、あるいは大飯町に立地しており、国が設定している緊急防護措置区域、すなわちUPZというふうになっておりますが、これを20キロ圏から30キロ圏に拡大しており、特に岩滝地域と高浜町は海を隔てて背中合わせである。万一に備え準防災対策重点地域と位置づけ与謝野町独自の原発対策として住民避難計画を定める必要があると考えますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

次に、学校における防災教育について、お尋ねをしたいと思います。東日本大震災による地震・津波被害で亡くなった児童・生徒や教職員は600人以上にのぼっております。この悲しみから浮き彫りになった課題を全国の学校で共有し、実践に結びつけなければならないということで、文部科学省の有識者会議は災害時に児童や生徒の安全を守るために防災教育や学校防災体制を整備する提言がまとめられました。提言は安全を確保する根幹として、児童や生徒が自分で危険を回避する能力の育成を図り、それを何としても身につけさせたいとのねらいであります。

事例を二つほど申し上げたいと思えますが、一つは今回の震災では、釜石東中の生徒が「率先避難者たれ」の教えに従って自主的に避難し、隣接する小学校の児童と一緒にいっしょに避難して、全員が助かりました。これは釜石教育委員会が震災前に津波防災教育の手引きをつくり、自

分の命は自分で守ることのできる力をつけると、このことを目的に対処行動などの学習に力を注いでいたからであります。一方、逆に児童の7割が亡くなった石巻市の大川小学校では、地震・津波が起こったときの避難先として公園、空き地を定めておりましたが、どの公園、空き地なのかを教職員に周知していなかった。地震のみならず危機管理マニュアルが形だけのものであった実態が明らかになりました。学校における危機管理に大きく問題を投げかけたものと思います。安全確保が必要なのは防災に限らない。危険を予測したり回避する能力は登下校時などの交通安全や不審者に気づいて犯罪に巻き込まれないようにする上でも重要であります。防災だけでなく、交通安全、生活安全を加えた、与謝野町に即した独自の学校防災教育を推進すべきと考えますが、教育委員会としては、いかがお考えか、教育長の所信をお伺いしたいと思います。

以上、質問いたしますので、よろしく願いをしたいと思えます。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 糸井議員、ご質問の与謝野町防災対策についてお答えいたします。

昨年の3月11日に発生いたしました東日本大震災では、大きな揺れに加え大津波の発生、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染など、死者、行方不明者を合わせて1万9,000人を超えるという、これまで日本が経験したことのない未曾有な大災害であり、いまだに放射能の影響により自宅に戻れない方々もたくさんいらっしゃる中で、一日も早い復旧、復興に向けて日本国民が一丸となって、この国難に立ち向かっていかなければならないというふうに考えております。

議員、ご質問の1点目、地震・津波対策についてお答えいたします。現在、国では今回の東日本大震災の未曾有の大災害を教訓に地震・津波対策の抜本的強化や原子力災害対策などを中心の防災対策の抜本的な見直しを進められているところでございます。町でも昨年9月2日に防災会議を開催し、東日本大震災の災害状況を踏まえ、町の防災対策についてご協議をいただいたところでございます。

防災会議では町の地域防災計画の見直しは、国の防災基本計画や都道府県の地域防災計画などの上位計画と整合性を図る必要があることから、これらの上位計画と整合性を図りつつも、町独自の防災対策も考慮しながら地域防災計画の見直しを進めることとし、緊急的に防災対策を講ずる必要のある事項については暫定計画として防災対策を進めることをご確認いただいております。

津波災害の対策につきましては、防災会議でご協議をいただきました結果を踏まえて、緊急的に防災対策を講ずる事項として進めているところでございます。具体的には津波避難地の指定を進めるべく各区と協議を重ねながら津波避難場所の選定作業を進めているところでございます。この作業の中で町が指定していますすべての避難地、避難所、また、主な公共施設等の海拔高の調査を実施し、この調査結果資料や、あるいは各地域の実情に基づき津波避難場所や避難経路を確立していきたいというふうに考えております。

3月11日に実施いたします今回の町の防災訓練では、若狭湾沖を震源とした大地震により大津波が発生したとの想定による防災訓練を計画しており、この訓練を通じて町民の方々が津波避難場所や避難経路を確認していただくような形で実施していきたいというふうに考えております。

今回、実施いたします訓練だけでは、当然ながら計画に反映する十分な事項の把握は困難であ

るというふうに考えておまして、防災訓練を通じて、いろんな課題や問題点が浮かび上がってくるというふうに考えており、防災訓練後には、それらの課題などを徹底的に分析、検証し、より実効性のあるものに仕上げていく必要があるというふうに考えております。また、平成23年度と24年度の2カ年の計画で、町内の避難所、避難地に設置します避難所表示看板には海拔高を明示することとしております。

次に、災害対策本部機能の維持、確保及び予防対策についてでございますが、3月11日に実施します防災訓練では、先ほども述べましたが、大津波を想定した訓練を実施しますが、この場合、本庁舎が使用できないことを想定し、加悦庁舎に本部機能に移転し、岩滝支部には岩滝小学校に設置する訓練を実施することとしています。

今回の訓練を通じまして、情報伝達体制の構築、確認等、課題を洗い出す中で、災害対策本部機能の維持、確保について検証していきたいというふうに考えています。

近隣市町及び各種団体との応援協定の締結など、総合協力体制の構築についてでございますが、当町では、現在、府県境で隣接しております兵庫県豊岡市と災害時における相互応援協定を昨年9月に締結し、協力体制をとっております。また、日本水道協会京都府支部に加盟します22の上水道事業体で応援給水、水道資機材の供出など、応援相互協定を締結しております。災害時における応急対策物資の調達に関する協定を、町内でスーパーの店舗を保有します会社2社とショッピングセンターを運営します協同組合、さらに薬店1店、京都農協、LPガス協会と締結し、災害が起きた場合の初動体制の中で地元での物資の調達ができるよう協力をお願いしております。

さらに災害時の医療救援活動に関する協定を与謝医師会と締結しておりますし、飲料の提供協力に関する協定も飲料販売会社3社と締結しております。災害発生時に避難場所としての使用をお願いするため、府立加悦谷高等学校との、その使用に関する協定も締結しております。

今後に向け必要なことも多々あるかと思いますが、今後、府や近隣市町等とも連携を図りながら広域で行うべき協定は広域で、町で必要な協定は独自で締結できるよう研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目、高齢者要援護者対策についてお答えいたします。要援護者の把握についてでございますが、平成22年7月に実施しました災害時の避難行動等支援者登録申請書を送付した支援対象者は1,287名でございました。内訳といたしましては、65歳以上のひとり世帯が666名、在宅の要介護認定3以上の方が179名、身体障害者手帳1、2級の方が305名、その他、要介護3以上で身体障害者手帳を持っている重複対象の方などが137名となっていました。そのうち町に登録申請書を提出していただいた方は663名でございます。なお、昨年10月に、この申請のありました対象者の方々の名簿作成等をスムーズに行うため、災害時要援護者支援システムを導入し、現在、このシステムに登録し整理を進めているところでございます。この登録者も登録後1年以上が経過していることから、ことし3月末をめどに民生委員さんのご協力をいただきながら高齢者要援護者名簿を再整備し、消防署、警察、各区に対して情報を提供し、支援をお願いしていくこととしております。さらに、この方々には緊急時の連絡先や支援者等の情報を記入した緊急時情報キットを送付し、緊急時には役立たせていただきたいというふうに考えています。

次に、高齢者要援護者への避難指示、避難方法などの対策は、どのような計画がされているの

かについて申し上げます。地域にお住まいの高齢者、要援護者については、先ほど述べました災害時の避難行動要援護支援者を支援する方々を中心に地域の協力を得ながら安否確認や避難誘導をお願いし、その地域で定められた避難所に一たん避難していただきます。また、聴覚障害者の方は町からファクスにより避難指示の案内を送付することとしております。一時避難された方で一時避難所での生活が困難な要援護者の方々につきましては、町と契約しております福祉避難所、これは15カ所ございますが、そこに移動していただくこととなります。

2点目の原電対策についてお答えいたします。京都府では昨年5月に原子力発電所防災対策暫定計画を緊急に策定し、暫定的に防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を20キロメートルと定め、モニタリングポストや被爆医療機関の増設を進められておりますが、昨年秋に国の原子力安全委員会において防護対策を重点的に充実すべき地域等の見直しの方針が示されたところでございます。今後、順次、防災基本計画や原子力災害対策特別措置法等、関係法令の改正が行われることとなっております。大きな改正点としては、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲が、これまでの8から10キロメートルからおおむね30キロメートルの範囲に拡大することとなります。これを受け、この地域の範囲の自治体では住民避難計画をはじめとする原子力災害対策を定める必要があります。舞鶴市や宮津市では、他府県を含めた市町村への避難計画の策定を京都府と調整しながら進められているというふうに関及しております。当町は福井県高浜原発から30キロメートルの圏外に位置していますが、当然ながら風向きや事故の規模によっては影響があり、絶対に安全であるとは言えないことから、被災者の受け入れの計画とあわせて町民、観光客等の町外への避難計画も策定する必要があるというふうを考えています。

当然ながら、他府県への避難も想定しなければならないことであり、京都府及び近隣市町と調整を行い、原子力災害から住民の命と暮らしを守る計画策定を進めていきたいというふうを考えております。以上で、糸井議員への私からの答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 糸井議員の質問の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。

10時55分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時39分）

（再開 午前10時55分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、糸井満雄議員の一般質問を続行します。

答弁を求めます。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） それでは、糸井議員の学校における防災教育についてのご質問にお答えいたします。

昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災は、被災地の学校や幼稚園において甚大な被害をもたらし、子供たちや教職員625名のたつと命が失われました。従前の学校安全で考えてきました範囲をはるかに超える事態になったことは皆様もご承知のとおりであります。改めてご冥福をお祈り申し上げる次第です。

こうした事態を受けまして文部科学省は東日本大震災を受けた防災教育、防災喚起等に関する有識者会議を設置し、今回の大震災を踏まえた学校における防災教育、防災管理等について課題や今後の方向性について検討しており、9月に、その中間まとめが公表されました。先ほど、議

員の紹介されたとおりであります。重ねて幾つか紹介しますと、自然災害では想定を超える災害が起きる可能性が常にあり、状況に応じて臨機応変に判断をし、危険を回避する行動や対応をとれることを可能にする主体的に行動する態度を身につける指導の重視。それからまた、災害発生時に、みずからが危険を予測し、回避するために発達段階に応じて自然災害に関する知識を身につけるとともに修得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動がとれる態度の育成、この2点につきましては、従来にはない、先ほど議員もご紹介のように、みずからの命はみずから守るの観点、理念を取り入れ、強調されている点であります。また、災害時における安全を確保するための防災管理、組織活動の充実については、教職員等の効果的な研修の推進と教職員の資質の向上、また、地震、津波にかかわる対応マニュアルの見直し、整備充実、また、自治体の防災担当部局と学校防災の連携体制などが上げられておりますが、どれを見ても適切な指摘であると思っております。

さて、本町の、また、本委員会が管轄します各学校や幼稚園の現状を見ますと、従来から地震、火災、不審者対応などについての安全・防災計画や危機管理対応マニュアルがすべての園・学校で作成され、それに基づく避難訓練等の実践的な指導がなされております。特に平成21年4月に施行された学校保健安全法により、学校安全計画の策定が義務づけられたこともあり、この3年間でかなり整備・充実しているのではないかと思っております。しかし、現在、作成されている安全・防災計画が、いつ発生するかわからない災害等の危険発生時に有効に機能するかといえば、有識者会議が指摘している内容と同じような課題があるのではないかと思っております。

さて、昨年3月11日の東日本大震災の発生直後に、私ども教育委員会といたしましては緊急の、組合立の橋立中学校も含めまして緊急の校舎長会議を招集し、この学校の安全計画の見直しを指示したところでございます。そして、先ほど議員のご紹介にありましたように、一番大きな被害を出しました大川小学校の、その対応についてを注視していくようにということも指示させていただきました。そのときには、まだ、釜石の奇跡という、その釜石市の小・中学生がとった行動等が、まだ、紹介されていなかったわけですので、まず、悲劇を生じた学校の、その安全計画等の、あるいは対応について検証していくように、注目するようという指示を出したわけでございます。その後、本年度になりまして京都府教育委員会は平成24年度の指導の重点の一つとして防災教育の充実を挙げております。また、本年2月13日には京都府教育委員会及び丹後学校保健連絡協議会の主催によりまして、丹後地方学校安全研究協議会が開催され、東日本大震災の教訓を踏まえた、学校における防災教育の現状と課題について研修会が行われたところであります。

今後、文部科学省有識者会議の提言や京都府教育委員会の指針に基づき現状の防災教育内容や防災管理体制の見直しも含めて、さらに充実を図っていきたくと考えております。

議員、ご質問の中にありましたように当地方、本町はもとより学校の防災計画の中には津波に対する備えはなかったのが事実であります。したがって、先ほど申しました校舎長会議におきまして、各学校それぞれ、その津波に対しての避難場所というのを、あらかじめ選定しておくようという指示も出させてもらいました。その後、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、町のほうが学校、あるいは避難施設の標高を調査していただきましたので、それを参考にして新たに見直しをしていきたくと、そのように考えておる次第でございます。以上、答弁とさせ

ていただきます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それぞれ前向きに答弁をいただきまして、ありがとうございました。若干関連で質問をさせていただきたいと思います。

まず、地震・津波の避難対策でございます。ちょうど、しあさって11日ですか、与謝野町の防災訓練が実施をされます。その内容を見てみますと、今、町長が言われましたように津波5メートルの避難訓練も予定されているように思います。言われておるのは、いつも、地震が、小さいのが100回起これば、それより大きな地震が10回起きると、さらに大きな地震が、それより大きな地震が1回起きると、今回の東日本地震は、まさに、そのとおりであったのかなというふうに思っております。したがって、そういった中で、想定外をなくせと、これが今、言われておることございまして、防災力を高めるには、やっぱり関係者に浸透させる、そうしなければ効果は薄いと、そういうふうに言われております。事前に周到な計画を立てて実践に即した、やはり訓練を積み重ねる必要があると、その上で万一の場合に臨機応変に動ける柔軟性を兼ね備えることは大事だというふうに言われております。

まさに11日に避難訓練があるわけですがけれども、大変、私は、この避難訓練を注目をいたしております。そこで一つお尋ねしたいんですけれども、今回、その5メートルの津波ということになりますと、これは関係する地区は岩滝地区だというふうに思います。岩滝地区と石川地区と山田地区、この地区が、私は関係するのではないかなというふうに思っております。5メートルの津波といいますと、岩滝地区のほとんどが、私はさらわれる危険性があるのではないかなというふうに思っております。

そこで、具体的に避難場所の指定がされておるのかどうか、例えば男山地区、東、浜、藪後、立町、弓木、石田という、あるいは下山田、石川、特に堂谷地区、下山田地区、こういったところ、高所避難への指定がされておるのかどうか、そこら辺、ひとつお尋ねをしておきたいと思えます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的な中身につきまして、総務課長のほうから答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員のご質問にお答えしたいと思います。今、今度は3月11日に避難訓練を津波という想定でさせていただきます。そうした中で今、議員、ご指摘のとおり岩滝地域につきましては、5メートルを基準といたしました場合、5メートル以下の避難地というところもございまして、今回は各区にお願いを申し上げました。想定は5メートルということでございます。今度の避難地になるところにつきましては、5メートルをクリアしている避難地を、それぞれ設定をさせていただきました。

先ほどもございましたけれども、訓練上5メートルとさせていただきます。想定、気持ちの中では5メートルで安全とは言えない大津波が今度の教訓としてございます。したがって、今度は5メートルから、さらに高いところへ行くといった意識は持っていただくような、意識の上では持っていただくというようなこともお伝えをいたしております。

例えば、藪後区でしたら天神山団地は5メートルをクリアしております。だけど、それ以上の

ところに1回、そこへ避難して、それからまた、小学校へ避難するといったことで、そういった想定でさせていただいております。いわゆる今回の避難地につきましては、一応5メートルをクリアしているところを避難地と、今回の訓練のということで設定をさせていただきました。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 5メートルで想定されて、それによって指定をしたと、各区に指定場所を、避難場所を指定したというふうに理解をしておいたらいいんでしょうか。具体的な場所は、私、聞きませんけれども、そういう指定が各区に徹底されて、さらに町民の皆さんに、その辺が徹底されておるかどうか、そこら辺だけがちょっとお伺いしたいのと。

それから、問題が一つあるのは、浜町地区の野田地域なんです。これは橋があるのでね、これ、どこに避難させるのか、私は宮津市なり日本冶金さんをお願いをせざるを得ないのかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺のことはどのようにお考えなのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 標高の海拔高の、まず点でございます。これにつきましては、各3地域、区長会を行いまして、今度の訓練については、相談なり協議をさせていただきました。そうした中で、各区長さんには全体の標高、海拔高の一覧表をお渡しをいたしております。これにつきましては、今月の末の回覧で全町民の皆様、この表を、海拔高の一覧表、今月の末にお配りをしたいというふうに考えております。

そうした中で、先ほど野田地区の件がございました。野田地区につきましては、野田地区の住民さんとお話をしておりましたら、今ありましたように橋を渡っていくのは、かえって危険でないかということがございました。そうした中で、今回は日本冶金様をお願いしまして、冶金の職員さんが避難する高台というのがございます。そこに避難をしていただくということで、今回の訓練はさせていただきました。

今後、ここの課題は、今度は宮津市と協議をさせていただきまして、いわゆる須津の地域への避難ということも今後、検討を重ねていかなければならないということを考えております。そうした中で今回の訓練につきましては、5メートルを基準にさせていただきました。そして、日本冶金さんのご協力も得て今回、実施したいというふうに考えております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 時間がありませんので、これはこのぐらいにさせていただきますけれども、一つ避難指示と避難場所の町民への周知徹底は、ひとつよろしくお伺いをしたいなというふうに思っております。

それから、災害対策本部の機能が、私は、これは維持できない、機能が失われる可能性が非常に高いのではないかなと、もし起こった場合は、災害が。思いますので、その辺については、津波の場合は、先ほど町長は岩滝が使えないので加悦にという、あるいは岩滝小学校に置くというふうに言われておりましたけれども、それとは別に豊岡市と、何か協定をされておるようですけども、複数の市町あたりに、例えば福知山だとか、綾部、そういったところも含めて、いわゆる機能が停止しても最低限の町の機能が保てる、そういった情報交換、こういったものをしておく必要があるのではないかなというふうに、データを送るというのか、そういう一時預けという

ふうなことも、私は必要ではないなというふうに思っております。

それから、物資については、いろいろと今、各業者と協定がされておるといふふうに聞いておりますので、さらにそこら辺もあわせてお願いをしておきたいなと。きょうの新聞でも、いわゆるオムツ、それから、生理用品が備蓄されていないと、全く備蓄されていないのが30市町ありました。そういうことがないように、今後、ひとつお願いをしておきたいというふうに思います。

その複数の市町と、そういった契約というのか、協定をする必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員、ご質問でございます。ちょっと全体の話させていただきます。今度の地域防災計画の見直しは、いわゆる原子力と津波、それから複合災害と、その対応ということになっております。今、国の、これは防災基本計画というのがございます。今、これを見直しをにかけています。それから、京都府におきましても地域防災計画の見直しにかけております。それから、もう1点は災害物資の関係につきましても、宮津与謝消防組合でもお話があったと思います。広域で、宮津与謝でやっていこうという話もしております。それから、もう踏み込んでいろんなことを話させていただきますけれども、UPZ30キロということがございます。これにつきましては、30キロ圏外のところが大変微妙な立場に置かれています。国では、それをさらに50キロの範囲で、何かの措置ができないかということ今、検討されています。これが結果として、されるかどうかはわかりませんが、検討をしているということでございました。

それから、今、避難所、避難地の問題も大変な問題になっておまして、いわゆる与謝野町は30キロ圏内の人たちを受け入れるということが生じてくる可能性もございます。そうした問題点がございます。そういうこともございまして、これは本庁舎機能も含めましてですけども、いわゆる近隣の市町も含めまして、それから、京都府全体も含めまして、いわゆる、こういう庁舎機能が麻痺した場合、どこへ行くかといったことは、また、京都府レベルでも、私はお話をさせていただきたいというふうに、また、相談をさせていただきたいと思っております。いわゆる何がというと、京都府全体の中で、こういった計画を進めていくといったことになっていくと思っております。したがって、今、国も大分ずれ込んで、予定が起きています。原子力に対する関係でも新法をつくるのか、それから、原子力対策庁とか、そういった特定の庁をやるとか、すべてこれは法定ということで、法律を通さなければならないということを聞いています。そうした中で、そういった全体の流れはあるわけですけども、来年度につきましては、当町における問題点、そういったものを浮かび上げさせられて、それに対応するべきことを、対策を独自で、もう進めていかなければ国、府の対応とのずれが出てくるということがございますけれども、そういった作業を進めていって、国と府の法律なり、地域防災計画との整合性を図っていくという考えでおります。

それを進めるためには、やはり各区との調整、それから、先ほど出ました学校との調整、そういった作業が大変頻繁に行われなければならないと思っております。そうした中で、1年ででき切れるということは、ちょっと起こらないことも生じてくるかと思っておりますけれども、津波、それから、原子力、それから複合災害に対する基本的な筋道は立てていって、策定をしていきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） いろいろとした障害というのか、クリアしなければならない問題があるかと思えますけども、今やっぱりそういう他市町村との協定というのか、そういったことが各自治体では進められつつあるというふうな現状でございます。ですから、万一のときに備えて非常時の、そういった対応は、独自でやっぱりしておく必要もあるんじゃないかなと。上級機関の対応については、その都度、合わせてきて、合わせていけば、私は、いいんじゃないかなというふうに思っておりますので、ひとつこの点についてもご検討をお願いしたいなというふうに思っております。

時間もありませんので、次の質問にさせていただきますけれども、原電対策につきましても、きょうの新聞でも非常に京都府と関西電力との安全協定が難しいと、滋賀県も絡んで難しいというふうに言われております。与謝野町は30キロ圏内に入っておりません。30キロ圏外ではございますけれども、海を隔てたすぐそこが高浜町でございます。浜風が吹いてきますと、たちまち30キロ圏の中に入っていくような状況になりかねません。ですから、ここは、やはりこれも京都府の指導、あるいは国の指針、こういったものがあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、それはそのときの対応にすればいいんですが、やはり与謝野町としてもですね、やはり一応の避難計画といいますか、原子力事故に対する構えとして対策を講ずべきことではないなかと、やはり防災会議の中で、こういったこともひとつご検討いただいて、していただく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、再度お尋ねをしておきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうしたことも必要かというふうに思いますし、それらにつきましても、広域で、どういった対応ができるのか、先ほど課長が申し上げましたように、国なり府の考え方に照らしてという、そういう方向性も必要でしょうけれども、与謝野町としての考え方も、それも一考する必要があろうかと思えますし、また、防災会議等の中で、一つの課題として論議をしていただく、そういう場を設けたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それと町長、一つ提案ですけども、こういった防災という観点から、災害がいつ起こるかわからない、避難をしなければならないという事態もあると思うんですが、これはやはり我々が、訓練することによって、自然に身につけられる、いざというときに身につけられる、行動ができるというふうなことになると思うんです。これは訓練以外には、ほかにならないというふうに思うんですが、今は年に1回なんですよ、訓練が。3月の、この時期に、9月1日が防災の日になっているわけです。ですから、年2回ぐらいは防災訓練をされてはいかがかなというふうに思うんですけども、そういうお考えはございませんでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のところ町で1回ということで、それに取り組みますのも非常に、いろんな調整があって難しい状況でございます。確かに訓練は必要ですし、学校で、あるいはまた、防災の日などは、今度は地域でやっていただく、そうしたもう少し身近なところが、いやそういうところでは、もうたびたびされていますので、ある意味、そういう身につけるための機会として町も、そうしたことが必要かと思えますけれども、まず、地域で、先ほども出ておりましたように、そ

れぞれの区におきましても、状況によっては逃げる場所が違ったりということが出てまいりますので、できれば各地区でお願いするような方向を考えてみたいというふうに思います。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 区の協力なくしては、これは、もうできないというふうに思いますので、その辺についてはまた、区のほうでもひとつ頑張ってもらうように、私のほうからも申し上げていきたいなというふうに思います。

それから、一つこの高齢者や要援護者の対応なんですけれども、この新聞によりますと、この人たちを助けるために多くの方が亡くなっておるわけです。消防団員は254名、あるいは消防職員は27名、民生委員が56人というふうな、また、警官が30人、この人たちは弱者救済のために向かって亡くなった人がほとんどだというふうに言われております。

したがって、いわゆる町民を守ると、そういうふうな安全確保と高齢者を救う仕組み、この辺が両方の、いわゆる仕組みですね、助けるほうの人たちの安全を守る、あるいは高齢者を救うための手だて、こういったものは、やっぱり平時から考えておく必要があるのではないかなというふうに思っております。したがって、今後、町としても、それは町ができるわけではないわけなんですので、町、あるいは民生委員、区、社会福祉協議会とか、そういう福祉団体との共同の、やはり会議なんかを持って、そういった仕組みづくりを考える必要もあるのではないかなというふうに、私は考えておるんですけれども、町として、そういったことのお考えはあるんでしょうか。そこら辺について考え方がありましたらお伺いしておきたいと思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 個々の、そうした打ち合わせといいますか、そういったことは今のところございませんけれども、全体でという中では防災会議の中で、そうしたこともご提案させていただくことが必要かなと思いますし、個々のことにつきましては、それぞれの担当課を通じて、それぞれのところの協力要請をしているというのが実態だと思います。

特に今回の災害では津波ということがありましたので、あれだけの大きい津波が来るとは、皆さん、思っていなくて、本来なら即、高台へ逃げなければならぬところを時間的な余裕といいますか、まさか、ここまで来るとは思っていなかった、そういうことが特に、そうした救出に当たられている方たちの命が失われる結果が、大勢の方が失われる結果につながったのではないかなと思いますし、まずは、自分の命は自分で守るんだという、そういう意識も町民の皆さんに持っていただいて、その中でお互いが、どう協力していけるかということも、これも、もう繰り返しの訓練の中で不都合が出てきたり、問題点が出てきたりしますので、今回、初めての、そうした訓練でございますので、そうした点もよく見きわめながら、それぞれの役割を確認し合う、そういう場としたいなというふうに思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） ひとつ難しいと思いますけれども、今後の防災会議等の中で、ご検討もいただきたいなというふうに思います。

それから、今度、学校教育の問題ですけども、特に東日本では津波ということがあったわけですけども、当町の場合、津波に関しては、非常に心配されるのは橋立中学校だというふうに思います。岩滝小学校は、これは安全ではないかなというふうに思います。もう一つ心配されるが

山田小学校と石川小学校ぐらいかたと、津波で心配されるのはということでございますけれども、やはりそれにしても、常日ごろの行動力を養うというのか、先ほど申し上げましたように自分の身は自分で守るという行動力を学生、いわゆる児童のときから養っていくというふうな教育ですね、そういった教育を進める必要があるのではないかなというふうに思っております。

この避難の、津波避難の三原則というのがあるわけですが、一つは想定にとらわれないと、想定外が起こるということですね。それと自分が置かれておる状況で最善を尽くすということ。三つ目は率先して避難するという。このことは非常に私は大事だというふうに思っておりますし、そういうふうに言われております。すなわち自分の身は自分で守るという、そういった行動力を身につけさせるということが一番大事じゃないかというふうに思っております。

先ほど、私、申し上げましたように、そのことが、津波に限らず、いわゆる登下校の交通安全だとか、あるいは不審者での犯罪に巻き込まれない、そういったことに結びついていくというふうに思っております。ですから、防災だけでなく、やっぱり交通安全だとか、そういったものに寄与していくのではないかなというふうに思いますので、いわゆる教育委員会としての独自の教材もつくっていただいたら、私はいいのではないかなというふうに思うんですけども、そういった防災教育を、ぜひとも強力に推進していただきたいなというふうに思っておりますが、再度、教育長のお考えをお尋ねしておきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。先ほどから出ていますように今回の有識者会議のまとめの中に出てきます、みずからの命はみずから守るという、この理念、これは非常に私は大きな、学校における、その安全教育の転換だと思っております。そしてまた、その観点で安全指導をしていくというの、これは画期的だと、このように思っております。

議員が仰せのとおり、すべての分野にわたって、やはりこれは子供たちに徹底して教育していく必要があることだと、私は、そのように今回、受けとめております。従来、ともすると守っていくと、大人が守っていく、そしてまた、守られているという、そんな状況があったと思います。しかし、災害、危険に対しては、やはりみずからが自主的に、やっぱり判断し行動できるということが、これはもう一番大切なことだと思っております。

教育全体を考えていきましたときには、その大人に、あるいは社会全体に守られているんだと、包み込まれているんだということは、これは教育全体としては大切なことであり、京都府の今回の教育基本計画の中には、その観点が強調されております。包み込まれているという、それが強調されております。しかし、危険に対しては議員、仰せのとおりだと思いますので、それについては今回の、みずからの命はみずから守るという、その理念と観点が指導していきたいと、そのように思っております。以上です。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） いろいろとご答弁いただきまして、申し上げましたように、災害はいつ来るかわからないということでございますので、やっぱり平時からの、そうした取り組みが、私は必要ではないかなというふうに思っております。それは無駄なことが生じるかもわかりませんが、やはりそれは、一番いいのは、何事も災害が起こらないということが一番いいわけなんで、それを願うわけですけども、やはり災害が起こったときの、万一のときの備えは、やはり念には念

を入れて安全を期していただきたいなというふうに思っております。その辺についても町としての取り組みも、今後とも防災会議等の中で十分ひとつご検討をいただきまして、町民の安心・安全を守っていただきたいというふうに思いますし、学校教育におきましても、ひとつ十分な児童へのご指導を、教育をお願いをしておきたいというふうに思ひまして、これで質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

議長（井田義之） これで糸井満雄議員の一般質問を終わります。

次に、8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

8番、浪江議員。

8番（浪江郁雄） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は災害協定について、3点にわたり町長にお伺いいたします。まず、初めの1点目でございますが、当町における災害協定の現状についてでございますが、つい先ほど、糸井議員からも同様の質問がございました。質問内容を少し省略させていただいて、短く質問したいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

東日本大震災後、遠隔地の市町村と災害時相互応援協定を結ぶ自治体がふえてきています。大規模災害時には近隣の自治体も被災する可能性があることから、県外などの離れた自治体、さらに、より多くの自治体と協定を締結し、住民の安全確保をするためです。このような観点から当町における災害協定の現状について最初に伺っておきます。

続きまして、2点目の質問ですが、東日本大震災をきっかけに災害情報の発信機能の確保が重要なテーマになってきています。役場が甚大な被害を受けた際、ホームページの交信用サーバーも使用不能になる可能性もあり、そうした非常時に住民への情報発信手段が断たれることを防ぐ有効な手段として今、注目されているのが災害時に、遠隔地の自治体にホームページを代理掲載してもらう仕組みです。実際に、昨年3月11日の際、甚大な被害をこうむった岩手県、宮城県、福島県の各市町村のホームページは災害発生直後からサーバー、通信機器、通信回線の損傷やアクセスの急増などの影響で閲覧できない状態が続きました。そのような状況の中、被災地のひとつである宮城県大崎市では、平成12年に姉妹都市の提携を結んだ北海道当別町との連携、協力により震災当日から当別町のホームページに大崎市災害情報ページを開設してもらい、被害の状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報を途絶えることなく毎日配信し続けることができました。こうした事例に着目した愛知県蒲郡市では友好都市の沖縄県浦添市と平成23年8月1日、災害時の情報発信に関する応援協定書を締結いたしました。大規模災害発生後にアクセスの集中や回線切断などの影響で片方の市のホームページが閲覧できなくなった場合を想定した応援協定です。現在、多くの自治体では周辺の市町村が同じシステムを共有したり、同じ施設を共同で用いたり、相互に連携する対策を講じていますが、東日本大震災のように被災地域が広域にわたると近隣自治体間ではお互いを助け合える状況ではなく、的確な情報発信が困難になりかねません。大規模災害ではむしろ離れた自治体のほうが頼りになる可能性が高く、姉妹都市、友好都市など、遠隔地でありながら定期的に人が行き来し、交流を深めている自治体と災害時の協定を整えていくことが重要であることは今回の震災で得た教訓の一つでもあります。

当町におきましても、災害時のホームページ代理掲載について遠隔地の自治体と連携すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に3点目の質問ですが、震災を期に既に自治体間で災害協定を結ぶなど、十分な対応ができているという自治体であっても、災害時の協力体制を見直す機会をとらえ、震災前に締結していた協定の見直しや具体化する動きが活発化しています。新潟県見附市、村上市、妙高市の3市は上越、中越、下越地区に位置し、平成7年の阪神淡路大震災後、同一災害で被害を受ける恐れのない遠隔地の自治体として災害時の物資の供給や人員派遣などを行う災害時相互応援協定を締結していました。しかし、3. 11に発生した東日本大震災と原発事故では、当時の協定では想定していなかった役場機能が失われ、移転をする自治体が続出したことから新たに市役所の機能確保のために施設設備の提供という項目を加え、従来の協定をバージョンアップし、平成23年8月30日に締結いたしました。そこで庁舎機能移転協定について町長の見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 浪江議員、ご質問の災害協定についての1点目、当町における災害協定の現状を伺いますについて、お答えいたします。

先ほど糸井議員のご質問にもお答えいたしました。議員、ご指摘のとおり、こうした東日本大震災発生以降、特に災害時の市町村間における相互応援協定を結ぶ動きや新たな協定の締結先を模索するような、そうした動きが活発化していることは認識いたしております。当町の災害協定の現状でございますが、先ほど申し上げましたように平成7年の阪神淡路大震災を教訓に合併以前の旧3町とも、それぞれ町内のスーパーや薬店、また、農協や郵便局、LPガス協会等との災害時の応援対策物資の調達に関する協定等を締結し、災害時の備えとしておりましたが、合併後、旧町単位で締結しておりました、それぞれの協定について締結をお願いし現在に至っております。

内訳としましては、スーパーを経営する会社が2社、ショッピングセンターを運営する協同組合1組合、薬店1店、京都農協、LPガス協会と提携しております。また、災害時の医療救護活動に関する協定を与謝医師会と締結しておりますし、飲料水の提供、協力に関する協定も飲料販売会社3社と締結しております。さらに災害発生時に避難場所としての使用をお願いするため、先ほども申し上げましたが府立加悦谷高等学校とも協定を締結しております。他の自治体との相互応援協定でございますが、合併以前から旧野田川と旧加悦町が府県境、または町境として隣接しておりました旧但東町との消防の相互応援協定を結んでいた縁もございまして、昨年9月に当町と豊岡市との間で災害時の相互応援協定を締結させていただいております。また、先ほども述べましたが、平成19年4月に日本水道協会京都府支部に加盟する22の上水道事業体で応援給水、水道資機材の供出などの相互応援協定を締結しております。申し上げましたとおり、当町では応援対策物資の調達に関する協定を主に締結いたしておりますが、これは災害が発生し、からの初動、いわゆる災害救助法が適用されるまでの間の物資の調達が重要と考えておまして、災害の程度にもよろうかと思っておりますが、何とか初動体制の中で地元での調達ができるようご協力をお願いしたいという思いからでございます。

また、現在、京都府を含めまして関係自治体で協議されております原子力防災でございますが、国の基準では原子力発電所の災害が起こった際のUPZ、緊急防護措置区域が30キロメートルの範囲と定められておまして、当町はUPZ30キロメートルの範囲から、ほんの少し阿蘇海で外れておまして、圏外となっております。圏外となりますと万が一原子力発電所の災害が発生し

た場合、圏外とはいえ、住民の皆様には避難していただく必要があるというふうに考えておりました。その輸送となりますと、まず、バス等、交通手段の確保が重要となりますので、地元のバス会社やマイクロバスを所有されているレンタカー会社等との災害時の協定を結ぶことも視野に入れていく必要があろうかというふうに思います。今後におきましても府や近隣市町とも連携を図りながら、広域ですべき協定は広域で、町に必要な協定は検討、また、研究を行い進めてまいりたいというふうに思っております。

ご質問の2点目、災害時ホームページ代理掲載について見解を伺いますについてお答えいたします。議員、ご指摘のとおり愛知県蒲郡市と沖縄県浦添市との間で災害時の情報通信に関する応援協定書が締結され、双方いずれかの役所が被害を受けた際の情報通信手段として被害のない遠隔地の市町村のホームページに代理掲載をしてもらい、災害情報を発信するという仕組みを構築されたとのことですし、また、東日本大震災発生直後から、その被害を受けた宮城県大崎市が姉妹都市である北海道当別町に代行発信を依頼し、宮城県のウェブサイトの大崎市の災害情報というリンクから当別町のウェブサイトに入ることができ、そこで大崎市の災害情報を得るということで、大崎市の被災住民に情報を伝達するツールになったとのこと承知をいたしております。

町の災害情報というのは、迅速かつ正確な情報が求められます。自治体の公式サイトだからこそ得られる安心感も住民の皆様にあろうかと思いますが、それを他地域に移すということについては、大きな決断と判断力が求められるというふうに考えております。このことは大変重要なことと認識しておりますが、今後の地域防災計画の見直しを進めていく中で導入すべきかどうか、また、導入するならば、どのような方策があるのかなど、まだまだ、研究が必要ではないかというふうに考えております。

ご質問の3点目、庁舎機能移転協定について見解を伺いますについてお答えいたします。東日本大震災の被災地では、役所等、庁舎機能が失われ、移転を余儀なくされた自治体が多くございました。この庁舎機能移転につきましては、特に大災害、また、原子力災害時において起こり得る問題かと思いますが、1点目のご質問でも申し上げましたとおり、特に原子力災害の場合はUPZ、緊急防護措置区域が30キロメートルと定められた関係上、当町は圏外となっているものの、安全であるという、そうした保障はなく、30キロメートルの範囲に入ります宮津市や伊根町、南丹市、京丹波町などの対応とあわせ、府北部全体の問題としてとらえる必要があろうかというふうに考えております。したがって、このような問題については、広域連携して対応を議論していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

以上で、浪江議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいま答弁をいただきました、その中で、まず、最初に1点目でございますが、答弁を聞いておりますと合併以降、旧町で結んでいた協定を結び直して、さらに水道、それから、豊岡市の2件、新たに締結されたというふうに、今、認識したわけですが、この震災以降、そうしますと震災以降、新たな、そういった提携をしたというのは、その豊岡市1件というふうに理解したらよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） ほとんどが旧町時代に提携しておりましたものを、与謝野町として締結し直した

というものがほとんどでございまして、新たにというのは、この中には、豊岡市との提携は、これ平成23年9月1日ですし、前は消防における応援協定でしたけれども、今回は災害時の相互応援に関する協定書ということで、防災というか、災害も含めた、他の災害も含めた、そういう応援協定になっております。それぐらいだというふうに思います。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいま答弁ありました豊岡市との災害協定でございまして、これ豊岡市のホームページには載っております、その全文に大規模な災害時にお互いに協力し合うというのがうたってありまして、先ほど申しましたように、こういった、豊岡市は隣接している地域でございまして、今回、私が質問いたしましたのは、遠隔地ですね、こういったところの提携を考えるべきではないかというふうに今回、申し上げております。そこで、こういった遠隔地との今後の提携について、見解がありましたら伺いたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） その件につきましては、総務課長のほうから答弁させます。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 浪江議員のご質問でございまして。1点だけちょっと補足をさせていただきたいと思います。

災害時におけます、こういった応援なり、それから、物資協定につきましては、京都府がいろんな団体としているようです。まずは、町が京都府に要請をするということになります。いわゆる、そこから京都府の応援協定によりまして、その被災地に物資が届くという仕組みになっております。そこで個別に応援協定なりさせていただくといったことは、この京都府が応援協定をしておる中身以外に地域で特別に、こういうことが必要であるといったところは個別にしてください。それから、もう1点は時間がちょっと要ると、初動の体制で、いわゆる町が京都府に要請します。そしたら京都府が、そこから指示を出して与謝野町に物資をもっていってくださいといったことで、少しの時間がかかるということもございまして。したがって、町で賄えるのは個別で、特に協定を結んでいただきたいということもございまして。したがって、個別に町でやっていること、それから、京都府が全体でいろんな団体業者とやっています。その二つが合わさって物資の応援をしていくということがございまして。

それから、もう1点は、府内の市町村と中で、京都府を介しまして、消防の協定も、これも行っております。いわゆる常備消防、それから非常備消防、そういった応援態勢も、既に協定でされておることでもございまして。したがって、今後は、それは確かに府内のことでもございまして。今後の検討の中で府外についても、そういった応援協定が必要だということの抽出と、そういったものについて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいま総務課長のほうから答弁いただきました。こういった府内の自治体ですね、応援協定に県内の、都道府県内の協定に参加しているのは存じておりますし、また、都道県は都道県で全国の、そういった協定も組んでおります。そこで京都府の今、話がございました。3月2日の、これは京都新聞でございまして、舞鶴市が旧軍港3市の災害協定というのが載っております、これもやはり神奈川県横須賀市、それから広島県、それから長崎県と、遠隔地と協

定を結ばれております。そのほかには府内では宇治市が山口県の宇部市と、こういったものを結んでおります。こういったように全国で、いろいろと今、遠隔地、離れたところと提携を結んでおられます。そこでまず、こういったところ、例えば、先ほど申しました宇治市なんかは姉妹都市ですか、こういったところと結んでおられます。当町におきまして、この姉妹都市とか友好都市というのは、国内ではなかったように私は思っているわけですが、こういった姉妹都市、友好都市との協定ですね、こういったことを考えた上で、この友好都市、姉妹都市等の認識について伺いたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 与謝野町は今のところ友好都市や姉妹都市というものはございません。ですから、そうしたことを、特に、そうした情報発信するというような場合には、やはり常の、そうした交流というものが大変、あるからこそ、そうしたときに役立つことだというふうに思いますし、そうした点では今すぐにはということではできませんが、そうしたことは大変重要なことであるという認識は持っておりますので、それらも含めて近隣の市町と広域でものを考えていくとする必要があるのではないかなというふうに、今の時点ではそういうふうに考えております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） この友好都市、姉妹都市に関しましては何も災害協定に絡めて言っているわけではなくて、日ごろから教育文化やスポーツや、そういった交流を深める上でも、もう一つ検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、2点目に移りますけども、ただいま1回目の答弁では決断力が必要でありますとか、判断力が必要になってくると、非常に難しいという印象を受けました。もう少し前向きな答弁があるかなと思っておったわけですが、そうしましたら、今、この情報発信というのが非常に重要視されておられて。先ほど1回目でも言いましたように、大崎市の場合、ふだんのホームページの閲覧が1カ月に1万3,000程度だったのが、この震災、代理でしていただいている間、8日間ですか、もう10倍近い2万件、3万件というアクセスがあったという、電話等、不通になりましてもインターネット等を使えば携帯電話や、あとスマートホンでありますとか、こういったあたりから情報が取れるという非常に有効なツールであるというふうに認識しております。そうであるならば、いざ与謝野町が、こういった情報発信、災害等でできなかった場合、どのような手段を考えておられるのかとあわせて、そういった整備、サーバーでありますとか通信機器の、こういった災害に対する対策なんかもあわせて伺いたいと思います。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま町長が答弁をいたしました、ちょっと誤解があるかと思いますが、そういった決断力と判断力が求められると町長が申し上げましたですけども、何も否定的な意味で言うておるわけではございませんので、私が思いますのには、そういった他の自治体に公式のホームページ、公式サイトで情報をお伝えするという道は当然、求めていかなければならないというふうに考えております。それから、もう1点は、私が思っておりますのは、それでは京都府のサイトでも、いわゆる、そういったことが可能なかどうかといったこともございます。したがって、先ほど町長が申し上げましたのも、何も排除をしているわけではなくて、そういったことも含めまして、検討は進めていきたいという考えでございます。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） わかりました。それともう1点、お聞きしたかったのは、現在の町の、そういう通信機器でありますとか、サーバーとか、そういうのは耐震というか、災害対策をお伺いいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 企画財政課長から答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。当町の情報機器につきましては、主には岩滝庁舎のほうにサーバー等がございます。これにつきましてはの災害対策につきましては、まだまだ、内部議論を進めておりません。ご指摘のように、このことにつきましても、非常に大事なことだろうというふうに思っておりますので、今後、その辺も検討をしてみたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 浪江郁雄議員の一般質問の最中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時01分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、浪江郁雄議員の一般質問を続けます。
浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 失礼します。それでは午前中に引き続きまして、質問をしたいと思っております。午前中には、じゃあ今こういった協定がない中で、いざ災害が起きたときに情報発信をどうするのかという形でお伺いいたしました。

それとあわせて今現在の町のホームページ等がありますが、そういったサーバーの機器等の災害に対する対策などをお聞きいたしました。答弁では、こういった災害が十分ではない、今後の課題であるというふうに答弁であったと思っております。このコンピュータとか、こういった機械ですけども、阪神淡路大震災後のときに西宮市で、私も一般質問をさせていただきました被災者支援システムの件のときに少し触れましたが、こういったコンピュータ室、耐震ラック等をするわけですけども、地震、電気等、停電等なりましたら、こういった冷却装置も非常に大事であるとか、こういったお話も聞いております。このあたり、今後の課題として検討していただきたいというふうに思います。

それから、じゃあどうするのかというところで、今、府内の、こういった広域の連携等をしております。その中でというような答弁であったというふうに思っておりますが、そうした中でも時間もかかるというようなお話もございました。1回目に申しました大崎市の件でございますが、これもやはり自分のところのこういった機械が、コンピュータが故障をしまして、その場の現場の判断で、もうこれは復旧するのではなく、すぐほかの安定稼働をしている当別町のほうにお願いをして、こういった情報発信をするという、こういった適切な判断がなされて、絶え間なく情報が発信できたというふうに思っております。こういった観点から、やはりこういった情報の発信の協定は非常に重要になってくると、今後ますますふえてくるのではないかとこのように思っております。

この大崎市においても、今後においても、また、8団体との提携を予定しているというふうに伺っております。以上の観点から、やはりこういった情報発信の協定を早期に結んでいただきたいと思っておりますが、このあたり再度、お伺いしまして、この問題はこれで終わりたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどからも申し上げておりますように、こうした大震災、大津波等々の問題が発生してまいりまして、今までには想定できなかった、いろんなそうした問題が浮き掘りにされてきております。そうした中で今、全くそうしたことを今まで認識していなかったことを、今、まさにもう一度、認識しながら、町民の方たち、あるいは他の市町村、また、府とも連携する中で今、そうした地域防災計画の見直しを進めている最中でございます。それらも、まだ、出てきていない中ですが、こうした問題点は大変重要なことであるという、そういう認識は十分持っておりますし、それらについては、先ほども申し上げましたように、すればいいことなんですけれども、今それより先にしなきゃならないこともあるんじゃないかというような中で、導入すべきかどうか、また、その導入するに当たっては、どういった方策があるのか、やはりもう少し研究する必要があると思っておりますので、今、議員がおっしゃったことも含めた中で、今後、取り組んでまいりたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 続きます、3点目の質問でございます。庁舎機能移転協定という形で質問をさせていただきました。この協定、先ほど申しました以外にも昨年の7月8日に新潟県の三条市と、それから三重県の菰野町と結ばれております。こういったことも踏まえまして、先ほど1回目の答弁では、今もありましたけれども、防災計画やら、そういった中で見直しをしていくというような答弁がございましたけれども、やはり私は同時並行で、こういったことは進めていけるんじゃないかなというふうに思っております。ちょっと今、資料がわからないんですけれども、読んだところでは、そういった協定をまず結んで、それから今、見直しを行っている、そういった防災計画なんかの中に内容を盛り込んでいくという、こういった手法をとられているというふうに思っておりますので、これを同時並行で進めていただきたいというふうに思っておりますけれども、この点、見解をお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 同時並行でということですが、今回、その30キロ圏外である我々の町につきましても、こういった、安全性を確保するためには、どうしたらいいのかというふうなことも含めまして、やはりもう少し検討する必要があるというふうに思いますし、同時並行も大事かと思いますが、まずはどういう方向性でいくんだということをやっぱり定めるというか、そういうことがないとなかなかいろんなことを取り組むにいたしましても、非常に難しいというふうに思いますので、これらも含めて先ほども申し上げましたように、もう少し広域連携での対応ができるのかどうか、それらも含めて議論をしてまいりたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） わかりました。震災からもうすぐ1年がたちますし、早いところでは半年までに、さまざまな協定をもう結んでおられるところもございます。今からまた、そういった防災計画等、

方向性等を見つけて、そこからまた、盛り込んでいく、検討していくとなると、かなり時間がかかるのではないかなと思っておりまして、私は今回、質問をさせていただいたのは、これは非常に有効な手段であろうと思っておりまして、できるだけ早急に、こういった協定を結んでいただきたいという思いで今回、質問をさせていただきました。

ぜひとも、今後とも強力に、こういった早期に実現できるような、こういった推進をしていただきたいというふうをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

議長（井田義之） これで、浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

次に、2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

2番、和田議員。

2番（和田裕之） 失礼します。議長のお許しをいただきましたので、平成24年度3月定例会の一般質問を通告に基づき行わせていただきます。

私は介護保険制度第5期事業計画、これについて今回は1点のみ質問をさせていただきます。昨日の塩見議員の一般質問と重複する点があるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

介護保険制度は当時、高齢化率17.3%であった社会の高齢化に対応するため2000年4月に施行された社会保険制度であり、第1期としてスタートしました。介護給費の財源は公費と保険料で賄われ、その比率は50%ずつであり、公費の内訳は国25%、府12.5%、町12.5%となっており、保険料は65歳以上の1号被保険者が21%、40歳から64歳の2号保険者が29%となっています。各市町村が保険者として運営しており、それぞれの市町村によって保険料もサービスも異なります。そもそも介護保険がスタートした2000年は国庫負担は50%でありましたが、社会保障削減路線のもと25%まで削減され、負担増やサービス切り捨て、介護報酬削減などの改悪が繰り返された結果、高い保険料あって介護なしと言われ、負担増やサービス切り捨て介護報酬削減などの矛盾が、さまざまな形で出てきています。介護費用の1割という高過ぎる利用者負担のために支給限度額の6割しかサービスを受けられない事態が深刻化しています。要介護認定で軽度と判定された人が訪問介護やデイサービスを制限され、福祉用具のレンタルも受けられなくなるなど、介護取り上げの問題もあります。特養、老人ホームに入れられない待機者が全国で42万人を超え、政府の病床削減の方針によって療養病床を追い出された人が行き場を失うなど、介護難民がふえ続けています。たび重なる介護保険料報酬引き下げのため、介護現場の労働条件は劣悪で、深刻な人手不足や事業所の経営難など、サービス提供体制の崩壊とも叫ばれております。これらの過酷な給付抑制にもかかわらず介護保険料は上がり続け、高齢者の生活悪化は深刻です。また、後を絶たない高齢者虐待や介護心中、こうしたニュースの報道が、その深刻さを物語っております。このような中、昨年6月15日、衆議院、参議院合わせて18時間というわずかな審議時間で介護保険法改正法が可決成立し、6月22日に公布されました。今回の改正の最大の特徴は地域ケアシステムの実現を全面に上げ、その第一歩として足を踏み出した点にあり、介護医療改革制度全体の流れに深くかかわる内容を含んでいます。

この改正を受け、各市町村では、平成24年度から平成26年度までの3年間にわたり第5期介護保険事業計画の策定作業が進めてられてきましたが、当町での第5期の策定について、次の質問をさせていただきます。

①法で位置づけられた「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」の導入は、自治体の判断に任せられております。この「総合事業」は軽度者を切り捨て、要支援1、2の人を安上がりサービスに置きかえていく制度であります。本町は必要な介護サービスを保障するという観点に立ち、総合事業を導入せず、真に高齢者を支える方針を出すべきだと考えますが、町の考えをお聞きしたいと思っております。

②改正によって「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という新しいサービスが導入されました。既存の訪問介護や訪問看護と併用できる計画にすることが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

③介護職員による医療行為の「合法化」により、たん吸引等の医療行為が合法化されましたが、事故の責任と安全性について伺います。

④財政安定化基金、介護保険事業基金を取り崩し、保険料引き下げに当てるべきではないか。これにつきましては、昨日の質問でご答弁いただき、引き下げに当てていただいておりますので、低所得者の独自の減額制度をつくるべきではないかと思っておりますが、その点を伺います。

⑤第5期事業計画に高齢者の実態、住民要求を反映させることはどのようにされるのか、伺いたいと思っております。以上で、私の1回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 和田議員のご質問、介護保険制度第5期事業計画についてお答えいたします。

1点目の介護予防、日常生活支援総合事業についてですが、当町は第5期介護保険事業計画においては導入しないこととしております。総合事業の基本的な考え方として、地域支援事業において多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら要支援者、二次予防事業対象者、これは要支援、要介護状態になる恐れのある方に対しまして介護予防や配食、見守り等の生活支援サービスを市町村の判断により総合的に提供できる事業とされていますが、現状でも、そうした取り組みは行っており、あえて総合事業に乗りかえる必要性やメリットを見出すことができないと判断したからでございます。

2点目の定期巡回、随時対応型訪問介護看護についてですが、平成24年度から地域密着型サービス事業の一類型として新設されるサービス形態でございます。このサービスは24時間対応で一日複数回、定期的に利用者宅を訪問し、身体介護や看護、食事の介助や清掃等を行う定期巡回サービスと、利用者や、その家族から通報を受けて対応する随時対応サービスからなり、なお、利用対象者は要介護1以上の方です。議員、ご指摘のとおり既存の訪問介護、訪問看護とはサービスの内容が重複することから併用できないことになりそうですが、例えば、通院の際の通院等乗降介助については併用を認めてはどうかという細かい議論もなされております。いずれにしても町で独自に判断できる内容ではございませんので、運営上、不都合な点が出てまいりましたら、国に対して意見を申し上げたいというふうに思います。

なお、与謝野町では現在のところ事業所の運営が成り立つほどの需要が見込めないこと、オペレーターに社会福祉士等の専門職を配置しなければならないことなど、事業化に向けて大変ハードルが高いことから、指定を受けようという、そうした事業所は見当たりません。

3点目の介護職員によるたん吸引等についてでございますが、平成23年6月22日に公布さ

れた介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正する法律に基づき、平成24年4月1日より、一定の研修を受けた介護職員等が一定の条件のもとに、たん吸引等を実施することができることとなります。たんの吸引や経管栄養は医療行為に該当し、医師か看護職員しか実施できないことになっていましたが、例外として本人の文書による同意と適切な医学的管理のもとで介護福祉士やヘルパーによる実施を容認することになりました。これは地域における医療、介護の連携に基づく地域包括ケアを実現し、看護師の負担軽減と患者家族へのサービス向上を推進する観点から介護職員と看護職員の役割分担と連携を、より一層、進めるという方向性が打ち出されたものと理解しております。特に地方においては看護職の確保が非常に困難な状況が続いており、中でも訪問看護師や特養等の施設看護師の確保は困難を極めています。そうした中で、介護職員がたん吸引等の業務が行えることになったことは在宅生活を継続するほうにとっても、施設入所者にとっても安心できる環境が整うことになったといえます。議員がご指摘される安全性と自己責任ですが、たん吸引等を実施する介護福祉士等は都道府県が実施する基本研修や実地研修を受講し、より安全に必要なケアが実施できるよう、その知識や技術を習得しなければならないことになっています。

また、みずからの業務の一環としてたん吸引等の業務を行う者は事業所ごとに都道府県知事に登録することが義務づけられています。その登録要件としては医師、看護職員等の医療機関者と連携と確保、記録の整備等が条件になっております。安全性については医師や看護師も含めて、命を預かる行為に対して責任を持って対処していただくということは基本であります。また、事故が起きた場合の責任については法にのっとり、その行為に携わったすべての者に責任の所在があると判断いたしております。

4点目に基金取り崩しによる介護保険料の引き下げと低所得者の減額制度についてですが、第5期介護保険事業計画では国、京都府、市町村で積み立てている財政安定化基金を介護保険法の改正により一定額を取り崩し保険料の急激な上昇の抑制に活用することができることになりました。当町は、同基金から1,370万円の交付を受け、全額を保険料抑制に充てることとしております。昨日、申し上げたとおりでございます。また、当町の介護保険事業基金は平成23年度末で約5,500万円となる見込みですが、その全額を保険料上昇抑制のために活用する予定としております。

抑制効果につきましては、財政安定化基金投入分で56円、介護保険事業基金投入分で223円の効果があり、第5期の保険料基準月額は本来ですと5,254円になりますが、基金投入により4,975円に抑制する計画としております。

次に、低所得者の独自減額制度の創設という提案ですが、野村議員さんからも過去に、同様のご提案をいただいておりますが、災害等により財産を著しく喪失した場合や生計中心者の死亡や入院のため収入が著しく減少した場合等に徴収猶予や制度減免は行いますが、低所得者に対する町独自減免は行っていません。なお、全国的に見ましても独自減免を実施している保険者は全体の3分の1です。本件については第5期計画期間中に国が制度減免のあり方について見直しをするという情報もありますので、その動向を見守りたいというふうに思います。サービス利用の増加と比例して每期、每期、保険料が上昇し、負担増が増大しておりますが、介護保険事業の円滑な運営のために、さらなる理解とご協力をお願いいたします。

最後に高齢者の実態、住民要求をどう反映させるかというご質問にお答えします。第5期介護保険事業計画の初年度に当たる平成24年度は、これまでからご要望の強かった特別養護老人ホームが開設されることになりました。また、在宅福祉分野で介護者のレスパイトサービスとして需要の高い短期入所生活介護施設も開設されます。これらにより在宅福祉分野も施設福祉分野も一定のレベルに達することになるというふうに考えております。

次の課題として据えておりますのは、地域の小売店の減少や交通手段を持たない高齢者世帯の増加に伴う買い物対策や移動支援対策が上げられます。地域における高齢者の居場所づくりや生きがいづくり等とあわせて取り組みを強化したいというふうに思います。

なお、これらは行政や福祉事業者の主導によるものではなく、地域の課題を地域で解決する地域グループ等の育成、支援により達成したいというふうに考えています。今後、ますます高齢化は進みますが、住民、地域、福祉関係事業所、そして、行政が、それぞれ役割分担し自助、共助、公助、商助による福祉のまちづくり、共生型地域づくりを推進していきたいというふうに考えておりますので、議員のご理解とご協力をお願い申し上げまして和田議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。まず1点目の、いわゆる総合事業ですね、これにつきましては、本町、当町では導入しないということでお聞きをいたしました。この総合事業というのは、介護保険の、この本体とは、また、別枠の地域支援事業、これの一環ということでお聞きしておりまして、その費用は介護給付金の3%以内ということで、先ほど述べましたように、これが導入されますと、低コストのサービスということになり、ヘルパーさんとか、そういう資格者ではなく、ボランティア、そういうような方に置きかえられる、このような危惧が指摘されているというふうにお聞きしておりますので、ぜひ、慎重にご検討をいただきたいなというふうに思います。

次、2点目なんです、定期巡回、随時対応型訪問介護、訪問看護ですね、この新しいシステムなんです、当町では、先ほどのご答弁では要望がないというふうにお聞きしたんですが、これは、きのうのお話にもございましたとおり、このアンケートですね、アンケート結果の中にも、そういうような要望というのはなかったということによろしいでしょうか、お願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的にアンケートの内容等について福祉課長のほうからご答弁させていただきます。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） このアンケート結果についてなんです、これは全くニーズとしてゼロということではありません。しかし、先ほど町長が申し上げましたように、このサービスを巡回しようと思ったら、常駐オペレーターがいて、そして、介護部分と、それから看護部分と、これを回していくというようなシステムをつくらなければなりません。そういったことで、この介護保険事業第5期の計画を立てる段階では、このワーキンググループというところで案を練っていただき、検討もしていただき、そして、介護保険の運営協議会のほうで決定していただくという、こういうプロセスをとっている中で、ワーキンググループの中では実際にサービスを提供している事業

者さんも含めて16名の方にワーキンググループに入らせていただいているんですが、実際、その事業所としてやっていけるか、そして、ニーズとして、どれぐらいのニーズがあるかというようなことも十分議論をしていただいて、その中で、やはりこの地域では、その事業が成り立つだけのニーズはないというようなことをございます。ニーズがないとのあわせて、やっぱりそれにかかる費用対効果を考えてみますと、なかなかこの地域はできにくいということから、今回は、この与謝野町については、このサービス部門についてはやらないということで、やる事業所が今のところはないということで、ご理解がいただきたいというように思います。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、わかりました。全くないということではないということです。これ先ほど、ご答弁にもありましたとおり、在宅の高齢者の方に短時間の巡回と、随時の対応を行うという、こういうもので、従来の訪問介護の対応が1回30分ですか、30分以上なのに対して、このサービスというの一日5分から15分程度、複数回にわたって行うというサービス、それでさらに夜間は利用者からのコールであったりとか、電話、これに随時対応するというふうになっておるんですが、これいわゆる24時間、365日対応の巡回サービスということなんですが、待機者、今、与謝野町の待機者、後でまた、お聞きしたいなと思っておるんですが、これを減らすという意味でも確かに事業所も、先ほどお話あった事業所ができるところが、やっぱり大変な事業ですので、ないということもあるんでしょうけれども、必要性としては、課長自身は、どのようにお考えでしょうか。待機者を減らすという意味での話なんですが、よろしくお願いします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この待機者といいますのは、特別養護老人ホームの待機者やないかなというように理解しております。この特別養護老人ホームの待機者は現在180名程度おられるというように理解をしております。その方については、老健施設でありますとか、在宅サービス、他の福祉施設を使っていたりして、待機をさせていただいているものというように思っております。

この24時間型の巡回サービスが充実すれば、特養の申込者が少し減るんじゃないかなというようなことなんですけども、なかなか、こういった分については一時的な部分のお手伝いということで、このサービスだけでは十分特別養護老人ホームの待機者がすべて減るとことはなかなか難しい点があります。そういったことで、これを解決するために一つ、いろんなことを今まで検討してまいりましたけれども、やはり短期間でもいいから、少し預かってほしいな、特養に入るまでもなしに、短時間、短期間でも入ってほしいなということから、今度、地域共生型施設の中にはショートステイ、10床のショートステイを設けております。そういったことでちょっと手伝ってほしいときに入っていたら、特別養護老人ホームの申し込みをしなくてもいいということを今までから事業所も含めて、いろんな方からお聞きしておりますので、今回は、そういったことでショートステイを中心に、そういった方には使っていただきたいというように思っております。

確かに、私の思いとしては、いろんなサービスがたくさんあって、いろんなサービスをいつでも使えるような状態でやっていけるのが、課長としては、もうそれが思いはそうなんですけども、やはり事業所のほうとしては赤字になるのに、やる事業所というのは、もうなかなかございません。そういったことでやはり、その事業として成り立つぐらいの利用者がおらなければだめだと

いうことでありますので、そのあたりは私の思いとしてはやっていただきたい。町がやれませんので、やっていただきたいということはありますけれども、いかんせんニーズが、この地域としてはあまりないということと、やっていくには、それなりのスタッフなり経費が必要であるということ、このあたりは十分ご理解いただきたいと思えます。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） この新サービスですね、時間が非常に1回の訪問時間も短くなるということで、例えば、会話をする時間もなくなったりというような、そういう問題点も確かにあるというふうに私も考えております。それ先ほどのお話の中でありました、今、おられる特養の待機者、180名とお聞きいたしまして、この宮津で5期中に施設を二つほどつくられて、待機者はほぼゼロになるような形でいかれるようなこととお聞きしたんですが、当町では、このゼロを目指して、どのような取り組みをされるのか、その点をお聞きしたいなと思えます。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、申し上げましたように、今の待機者としては180人おいでまして、今度、この地域共生型施設ができますと、60床ということで、計画的にも今の第4期と第5期の特養の入所者数を考えていきますと60人ふえても対応できるぐらいな計画を立てております。それについて今後、それを180人をゼロにするということが、どういう計画を立てておられるかということで、ご質問をいただいたんですが、これをゼロにするということは、私どもは思っておりません。といいますのは、やはり180名の方が申し込みをしておられますけれども、本当に特養が必要な方であるとはいうようには思っておりません。先ほど申し上げましたように、ショートステイで少しお手伝いをすれば、在宅で過ごせる方、それから、地域密着型施設というのが近年、いろんなところでオープンをしておりますので、そういったところで生活をしていただいたら特養に入所していただかなくてもいいというようなことがありますので、今回については独居世帯がふえたり、それから、そのお家の中で支援する人がなくなったということから、特別養護老人ホームの建設に踏み切りましたけれども、やはり基本は在宅でお過ごししていただくのが大切だというように思っておりますので、今後の対応については、やはり在宅サービスを中心にサービス事業所、地域密着型をもう少し広げていくとかいう対応をしてみたいというように思えます。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） きのお話、町長のご答弁でもありました在宅、これを中心にやっていかれるというふうなことで、認識させていただきました。

次に、たん吸引等ですね、いわゆる医療行為に当たる部分ですね、これと、それとチューブですね、カテーテルですか、これを、それで胃に流動食を送る経管栄養ですね、これについてちょっとお伺いしたいなというふうに思うんですが、これは家族の方は認められておると思うんです。それでお医者さん、そして、看護師さん、そのほかにもどのような方が認められるということになるでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 現在のたん吸引については家族の方、先ほど言っていたかのように、お医者さんとか看護師さんのみが実施可能でございました。先ほど町長が答弁しましたように、こと

しの4月からは一定の介護福祉士及び一定の研修を終了した介護職員等が実施可能になるというようになっております。先ほども一定の条件かということで町長、答弁しましたけれども、これは本人の文書による同意とか、適切な医学的管理等ということがありますので、本人さんの同意を得るということと、やはりしっかりとした研修を受けて、そして、たん吸引でありますとか、経管栄養、それから鼻腔、鼻からの栄養管理とか、この胃のほうに直接栄養剤を入れるというような行為ができるということになります。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） これカテーテル、チューブですね、これの例えば、先ほどおっしゃったように流動食の注入とか、そのことだと思えます。これの抜き差しであったりとか、そのようなことは認められないと、こういうことでよろしいのでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この実際、管の抜き差しになりますと、これは恐らく介護職員ではできないというように思っております。私どもの持っている資料では、そのところまでは書いてありませんけれども、そこは本当に医療的なことが必要ですので、そのチューブを通して栄養剤を送るとかいう行為は可能ですけれども、その胃そのもののチューブを抜いたり入れたりすることは、これは、この介護職員では不可能かなというように思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。チューブの接続とか抜き差し、これは認められないということでもわかりました。それで、私も、これは例えば、介護職員の方が一定の研修を受けられてできるということなんですが、これはヘルパーさんも含めてということだと思えますが、例えば、現場のほうで、この行為を行うことについて、不安であったりだとか、そのような声とかいうのはお聞きになられてないのでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 直接4月から、この行為が実際できることになりますけれども、そういった方とお話する機会はないわけなんです、実際その介護職員ができるということで、法改正がされたということでもありますので、このあたりは十分な研修を受けられても、恐らくされる方については不安を持たれるんじゃないかなというように思います。そういったことでは、やっぱり最初の段階では医師が同行されたり、また、看護師さんと一緒にやる等々の研修期間というのが大変重要かというように思いますので、このあたりについては施設のほうに、そういったことについては町のほうからも不安を取り除いていただくように研修は、丁寧に研修してくださいよというようなことについてはお伝えをしまいたいというように思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） これは蛇足になるかもわかりませんが、私の祖母も、たんの吸引をしておりました。家族ができるということで、私もしたことがあるんですけども、非常に不安であることは確かです。今回、こういうことになったのは、恐らく、そうした従事する人の手が足りない、あるいは、きちんと責任ということがかかってくるので、家族ならいいけれどということで、本来でしたら本当に医療の、そういうことをするのであれば、家族であってもきちんと本当はやり方をならった上でする必要があるんだろうと思いますけれども、その辺が何か責任が、だれが

取るんだという、その責任だけが、こういう格好で押しつけられるという形になるのかなという、私自身も、そういう何か矛盾を感じておりますが、しかし、患者さんにとりまして、きちんとした、そういう指導を受けた方にしてもらおうということは、やはり安心につながるというふうに思いますし、現場の職員の方も、そうした資格を持った上で自信を持って行為を行っていただくということが大事かなというふうに思います。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 町長、おっしゃっていただきました、この責任ですね。実は、私も経験があると思いますか、もともとこちらに帰ってきたのが、うちは父親と祖母だけだったんで、その関係もあって、こっちのほうにUターンしたんですが、2年前の4月、選挙中だったんですけど、それまで家内が特に、これに関してはやってくれておったんですけども、経鼻経管ですね、これというのも大変、流動食ももちろん入れるわけですが、お茶とか水分ですね、夏場であったら、例えば塩分を一緒に入れたりだとか、これが結構詰まるんですね。詰まって通らなくなるとかいうことで、そのときにお医者さんに抜き差しというか、交換してもらったりという、この作業も結構なあれが要るんですけども、これは確かに責任がかかる問題でありますので、家族でも確かに、町長おっしゃるように、たん吸引もしてましたし、この経管栄養もやっておったんですけども、確かに怖いなという感じはします。そして、たん吸引なんか出血したりとかいうこともありますし、そんなことで、本当に多分、他人さんをするわけですから、確かに現場のほうでも、そういう不安というのは確かにあるのかなと思うんです。

そこで、これができることによって、特養ですね、メリットというのが、どういうメリットがあるのか、その点についてお聞きしたいなと思います。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） これを介護職員さんが、こういったたんの吸引等をできることよってのメリットというのは、先ほども説明させていただきましたように、この北部地域は、特に看護師職の、来ていただく、雇用するということが大変困難になっております。そういった状態でありますので、なるべく看護師さん等が手薄になっても対応できるようにということで、これについては大変なメリットがあります。しかし、先ほど来から聞いていただいております、いろいろな不安を持たれるんじゃないかな、こういった看護師でもない人がたん吸引をやるさかい、4月からされるのかなという不安を持たれる方がありますので、ここでちょっと言っておきますと、4月になったから、すべての方が介護職員がたんの吸引をしますということにはなりません。今は、この地域でも看護師さんがしっかり、それぞれの施設でおいでますので、その方が中心になってたん吸引をやります。そういったことがありますので、これについてはできるようになりましたよということではありますけれども、もうこの地域では恐らく、まだまだ施設としてはしっかりした職員体制で運営を行っていただいておりますので、看護師さん等今までやっておられ方が責任を持ってやっていただけるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ぜひともよろしくをお願いします。

次に、財政安定化基金、介護保険の事業基金ですね、これのほうを取り崩して、まだ、いただいて、資料でもいただいておりますけれども、本来の保険料であれば5、254円のところを上

昇抑制分として財政安定化基金の交付金による繰り入れが56円、それから、介護保険事業基金からの繰り入れが223円、合わせて279円ですか、抑制できたということで、昨日ですね、第4期の保険料が高いようなことをおっしゃってございまして、今回、第5期ですね、これについては、きのう、課長のほうからご答弁ありましたように、宮津市さんあたりは5,436円というふうな形で、当町の場合は4,975円ということで、近隣市町村でも今回は低いような設定にさせていただいて、大変ありがたいなというふうに私は思っております。

それはいいんですが、それで独自の減免制度をつくるべきではないかというふうなご質問をさせていただいたんですけども、そこに行くまでに段階別の区分がありますね。これの第3段階ですね、これを0.75、料率そろえて0.75から0.7、こういうふうに落としていただいたということも、これも大変ありがたいなというふうに思っておるんですけども、一番多い所得の賦課状況というのは、やっぱり第三段階が一番多いというふうに認識させてもらったらよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この今回、計画をしております所得段階の階層としての一番多いところは、どこかというふうなご質問なんですけど、実際に今のところで一番多いといえますのが第4段階、1.0の方が全体の18.6%ということになっております。一番多いのは第二段階、すなわち基準額の半額の方についてが18.7%で、ここの階層が一番多いです。その次が基準額1.0の基準額ということです。先ほど、質問をうけました保険料軽減の関係については、今まで第三段階についてが0.75、基準額の0.75であったわけなんですけど、そこについてほかの町も今まで軽減をされておる町といっても、大体市が中心なんですけど、そこを大体2割程度軽減されておった。大体、基準額の0.75の階層を2割程度軽減されておったということがありますけれども、今回については、0.75を0.7に下げますので、若干このあたりについては、先ほど評価していただきましたように、その所得の少ない方を、さらに軽減するという段階もつくらせていただきましたので、全く独自軽減を今後、実施してはどうかというご質問なんですけど、今回の9段階から11段階に改正させていただいた段階で、この分についても若干配慮をさせていただいているということで、ご理解がいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） わかりました。大変努力していただいたという、そういうふうには思っております。

次なんですけれども、第5期の後期高齢者の実態、住民要求を反映させるのはどのようにということでご質問をさせていただいたわけですが、昨日、ご答弁にもありまして、合併以来、初めてアンケートを実施していただきまして、多くの方から全体で7,127名ですか、そして、回収率が、65歳以上の方が7,127名ですね、していただいたということでお聞きしました。与謝野町では今どれぐらいの高齢化率になっているのか、その点、わかれば教えていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほどアンケート調査の関係につきましては、大体7,100人ほど65歳以上の方がおいでますけれども、そのうち2,200人をアンケート調査をさせていただきました。

その回収率が60%ほどということで、きのう報告をさせていただいたとおりです。そういった中でアンケート調査の若干の中身を申し上げますと、実際、今、包括支援センターという部署があるんですが、その存在というのが、なかなか薄くて実際介護保険の要支援1、2のケアプランを職員がほとんどつくっております。これは200名程度の方のプランを立てているんですけども、これを5人で立てておりますので、一人が約40件程度ということで、普通の介護プランからいえば、限度額が35人ということになっておりますので、これは、もうオーバーしているような状況でありますので、ここについては昨日も、町長が答弁しましたように、手厚く、このアンケート調査等々から手厚くやっていきたいというようなことです。

すみません。高齢化率の関係については、今、大体29.2%程度ということでご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） すみません。ちょっと勘違いしておりました。アンケートは2,200名していただいて、1,270名がご回答いただいたということで57.7%の回収ということですね。数字がちょっと間違っておりました、申しわけないです。

それで、先ほどご答弁ありましたとおり、高齢化率が29.2%ということで、今後ともだれもが安心して利用できるような介護保険にしていきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

議 長（井田義之） ここで暫時休憩をいたします。

2時40分まで休憩します。

（休憩 午後 2時26分）

（再開 午後 2時40分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般質問を続けます。

休憩前に和田議員の質問の終わりを告げませんでしたので、ここで改めて、和田裕之議員の一般質問を終わります。

次に4番、杉上忠義議員の一般質問を許します。

4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

1点目は自治（まちづくり）基本条例の制定についてでございます。町民が自治の主体となりまして、町民自治の町を実現するには自治（まちづくり）基本条例と議会基本条例の二つの条例がそろうことが重要であります。今議会におきまして、与謝野町議会基本条例が制定される方向になっていることから、2010年12月議会にも質問をしておりますが、再度、質問をいたします。そのときの町長の答弁には自治体の最高規範であり、この基本条例にはすべてのまちづくりのルールづくりが集約されているものである。他団体の事例の調査研究を進め、住民説明会なども行き、結論を出すべきだという答弁をいただいております。

こうした点も踏まえまして、議会基本条例の制定に向けて調査研究をし、取り組んでまいりました。自治（まちづくり）基本条例の議会の責務に関する条項の規定に基づき議会活動の状況等について報告するとともに、意見や要望などを広聴するなど、町民との対話の機会を図るために

議会が主体となりまして、住民自治組織との連携により実施する議会報告会が大変重要だとすることを他市町村から学んだことであります。

また、人々の支え合いと活気ある社会をつくることに向けまして町民が公共サービスの担い手なる新しい公共という概念が生きるような地域社会をつくっていく観点から自治（まちづくり）基本条例制定が必要だと考えているところでございます。新しい公共の推進とは新たな公の担い手の支援のみを意味するのではなく、国や地方公共団体はもちろん、これまでから地域の公共を担ってきた各種団体や個人、さらには企業まで含めて、さまざまな公共の担い手が協力連携をする新たな公共連携のあり方を構築する取り組みを強化することが求められているところでございます。このことから新しい公共宣言を含めて、自治（まちづくり）基本条例が必要だと考えておりますが、町長の見解をお尋ねいたします。

2点目でございます。少子高齢化社会での学校教育、大阪府の教育基本条例が連日、報道されているところでございますが、与謝野町の教育委員会の独立性の確保と教育委員一人一人の多様な教育観や歴史観、世界観を持ち続けられることが重要であると考えているところでございます。情報化、効率化、大型化は確かに時代の趨勢であります。最近、少し変化してきたのではないのでしょうか。高度成長期は戻ってこないかもしれませんが、その時代を反映した、きょうよりあす、あすを信じられる社会をつくるための教育が今、求められていると考えているのですが、教育長の見解をお尋ねいたします。

こうした状況の中で与謝野町小学校の卒業生は261人でありまして、新入生が186人と、約3割減となります。しかし、こうした局面で大変重要なのは効率を度外視することを考えること。また、地域の文化まで壊してしまった市場原理を学校教育に持ち込んではいけないと思います。例えば、神戸市では11年度から中学校区ごとに地域住民らによる「神戸っ子応援団」を設け、市内の小・中学校の教育活動を援助する活動が始まりました。地域住民が登録する学校支援ボランティアが調理実習や読み聞かせ、登下校時の見守り、花壇や図書室の整備、部活動の指導などを行うと紹介されております。このことは昭和30年代、40年代での加悦中学校では特別なことではなく、日常的に見られたことであります。このように、まず、真に地域に開かれた学校になり、地域社会の中に学校を取り戻すことから学校の編成、形を考えていかないと、地域が主体となった教育改革の実現はないと思うのですが、教育長の見解をお尋ねいたします。

以上、2点につきまして、よろしく答弁いただきますようお願いいたします。

議長（井田義之） 答弁求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 杉上議員、ご質問の一番目、自治基本条例の制定をについてお答えいたします。

昨年9月の一般質問で山添議員のご質問にお答えしておりますとおり、自治基本条例、あるいはまちづくり条例の制定につきましては、少し時間をかけて十分検討する必要があるのではないかとこのように考えています。

自治基本条例制定の背景には、地方分権一括法の施行により地方分権の進展が進み、自己決定、自己責任のもとで自立した自治体運営の根拠となる考え方や、あるいはルールを示すもの、つまり自治体の憲法となるものが必要であるというふうと考えられるようになったからだと認識しております。全国自治基本条例を調べてみますと、自治の基本原則、町民の権利、町民や町議会、

町長、町職員等の役割や責務、行政運営の基本原則、参加や協働のための原則等を定めた自治体の最高規範とされ、これを国に置きかえますと、憲法ということになり、自治体にとっての憲法を制定しようとするものであり、大体、同じような大系と内容になっており、ともすれば時代の流れをくんだ一つのはやりのように画一的に行われる側面も感じられます。

したがって、本来は、そうではなく、制定するのであれば各自治体が、それぞれ独自性のある内容で、その町の理念を網羅した自治体の憲法と言われるような条例制定を目指すことに意義があるのではないかというふうに考えております。

議員がおっしゃいます、新しい公共という概念が生きるような地域社会をつくっていく観点から自治基本条例が必要ではないかという考え方もありますが、現時点では、総合計画の理念に沿って町民の皆さんと一緒に進んでいくことが、より実効性があるというふうに感じております。したがって、私の考えるところでは、自治基本条例というよりも、例えば今度、制定いたします中小企業振興基本条例のように、総合計画をもとに、よりの絞った具体的な個別条例を制定する考え方のもとで、住民参加を促進する条例などの制定を進めていくやり方のほうが、より実効性があるのではないかというふうに考えています。

いずれにいたしましても、自治の理念や原則、町民の権利などの基本的なことを制定する自治基本条例は、その趣旨なり仕組みなりをきっちりと理解した上で、多くの町民の皆さんとともに推進していこうという、そういう機運の盛り上がりがないとかならないのではないかというふうに考えています。

以上で、杉上議員への、私からの答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 杉上議員さんの少子高齢化社会での学校教育につきまして、私へのご質問に答弁させていただきます。議員の質問の趣旨を私、取り違えておりましたら、再質問のほうで補っていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、お尋ねの教育委員会の独立性の確保については、戦後、教育委員会ができました趣旨につきましては、戦前の日本の教育の反省の上から政治的中立性ということを大きな柱にしながらかつた教育委員会であると言っても過言ではないと思っております。したがって、その独立性を確保していく上で議員、ご指摘のように教育委員一人一人、教育観や歴史観、世界観が重要だというのは、まさにそのとおりでございます。幸いにしまして、本町の教育委員さん、それぞれ非常に立派な方々が務めていただいております。それぞれ多様な考え等を委員会のほうで論議させていただいております。そのために全国的にと申しましたらあれなんですけれども、いわゆる教育委員会の形骸化ということが指摘されるようになりまして、この教育委員の、いわゆる任命につきましても、これはご存じのとおり首長さんが議会の同意を得て選任するわけですが、その選任に際して、公募者を必ず入れるというような、そういうような改革も行われていき、教育委員会の活性化を図ってきた経過もございます。そのようにして、教育委員会の活性化とともに、その独立性の確保ということは非常に大切なことで、今日、議員ご指摘のように、大阪府の基本条例が皮切りになりまして、いろいろ論議されているところでございます。それについての論評につきましては、この公的な場でございますので、控えさせていただきます。

次にご質問がございました、きょうよりあすを信じられる社会をつくるための教育が今、求め

られているということについて、私の見解をお尋ねでございます。教育というものは常に、きょうよりあすを信じるからこそ成り立つものだと、そのように私は思っております。これは子供たちよりも大人たちの責任であると、私自身は、そう思っておりますし、何よりも我々が子供を教育していく、その使命は、やはり将来の担い手である子供たちを、その次の時代に十分に生きていける力、そして、社会の形成者として立派に使命を果たせる、そうした人材を育成することにあると思っております。そのためにはやはり、きょうよりあすを信じられる社会、それが何より大切だと、そのように思っております。

次に、少子化する中で本町におきましては、学校の適正規模、適正配置という、そういう形で課題をいただいているわけでございます。それにかかわることだと思いますけれど、確かに言葉が過ぎたらお許しください。町における総合計画、そしてまた、行財政改革大綱については、やはり財政のことが一応、発想の基盤になってきているということは、これは否めない事実ですし、そしてまた、それを無視することも当然できません。しかし、その側面だけでいきますと、議員がご指摘のように、それは効率の話になると思っております。しかし、もう一方でソフトの面の効率ということもございます。やはり子供たちが少なくなっていく、その中で、先ほどの人材育成をしていくために、どのような子供たちの学習環境が必要かということを考えたときには、やはりそこには適正規模というものが出てこようかと、そのように思うわけでございます。その適正規模が果たして、じゃあどれぐらいのものかということは、これまた論議があろうかと思っております。しかしながら、私のほうといたしましては、総合計画、そして、行財政改革大綱、その延長線上で、その教育、保育、環境検討委員会を町長のほうが立ち上げられまして、そこから提言を受けました。そこで委員の方々が論議していただきまして出した適正規模というものは妥当であろうかと、私自身はそのように思っております。したがって、本町における少子高齢化の中での学校教育につきましては、効率化という側面をソフトで説明するならば、その適正規模を追求していくということになるろうかと思っておりますし、教育委員会のほうは、その線で基本計画を検討してまいりました。

それと、それから地域の社会に学校を取り戻してからということでございますけれど、私は本町において、そしてまた、多くの地方において、学校はまだまだ、地域の中にあると思っております。非常に140年なんなんとする小学校は地域に根指した歴史を持っております。それだけにいろいろな意味で地域に根差しております。特に本町におきましては、いろいろ国が施策を打ってきますけれども、それらはすべて兼ね備えていると思っております。

先ほど神戸市のお話をされましたけれど、これは国の施策でいいますと地域学校支援本部という事業でございます。これは地域の方々がボランティアで学校を支援していく、そうした事業でございます。特にうちは、これを取り立てて事業として取り決めはしませんでした。1年前で、もう補助は2年間事業で終わりましたので、うちは、本町につきましては、この事業を取り組んでできませんでした。それはなぜかという、既に、そうした地域の支援が十分にあるということです。いたずらにたくさんのいろいろな組織をつくって、皆様方に負担をかけるということはいかがなものかと、そのように考えておまして、教育委員会としては取り組みませんでしたけれど、そのように地域に支えられた学校教育を現在、本町では展開しているところでございます。その意味では、やはり学校は、今、叫ばれていますのは、残念ながら学校、家庭、地域が一体と

なって子供の教育に当たっていくということが言われております。じゃあ私どもの町で、それがなされていないのかといたら、そんなことはございません。やはりこうした田舎のほうでございまして、140年なんなんとする学校、小学校教育、地域の中の学校として、その精神は常に受け継がれ、学校に支援をしていただいているところでございます。このようなことを言わなければならない、その日本の多くの地域があるということは、これは事実だろうと、そのように思っております。いずれにしましても、学校は地域の中にあるわけです。家庭も地域の中にあるわけです。その中で未来を担う子供たちを教育していくのが、これが本来の姿と、そのように思っております。

けさほど糸井議員の質問の中でちょっと触れましたけれど、京都府の今後10年を見すえた教育基本計画が策定され、いよいよ実施の年度に入ってきます。その中で子供たちにつける力、あるいは資質等の中で包み込まれているということをお大切にすることをうたわれております。それは、やはり自分が社会の、あるいは地域の身の回りの人たちに、いろいろ世話になり、そして、育てられているんだという、その気持ちを、心を育てることが一つの大きな柱になっております。したがって、その言葉を使いますならば、やはり学校教育というのは地域が子供たちを包み込んでいく、そして、その中で未来に生きていく子供たちを教育していくのが本来の姿と、そのように思っております。以上、答弁とさせていただきます。的外れでございましたら、再質問をお願いします。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 熱くなりましたけど、ありがとうございます。ご答弁いただきました。町長のほうから答弁いただきまして地方主権、地域主権は進展するのは、よくわかる。その中におきまして、議会におきましても地方議会の役割が高まってくると、あるいは審議する、あるいは議論する量が議会におきましても多くなります。こうした点から、私たちも議会基本条例をつくりまして、議会改革に取り組んできたところでございます。こうした観点から、繰り返しになりますけれども、まちづくりにおきましても、ぜひとも基本条例を制定していただきまして、新しい方向性、中小企業振興条例、あるいは、まちづくり総合計画はありますけれども、その上といいですか、それを超えた将来ビジョンを設計する意味も、やはりこのまちづくり基本条例が要るのではないかなというふうに思うところでございます。

町長の答弁にありましたけれども、町民に聞く機会といたしましては、庁舎問題で去年は議論がありましたけれども、ぜひとも、ことしの地域懇談会におきまして、こうした方向性を議論していただければというふうに思いますけれども、もう一度、町長の見解をお尋ねいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 杉上議員がおっしゃるように議会は議会として自分たちの果たすべき役割、あるいは、また、そうした中での非常に大きな一定の基本的理念を掲げられて、そうした条例をつくっておられることに対しては、非常に大事なことでありますし、そうしたご努力に対して本当に敬意を表するところでございます。ただ、私が申し上げたかったのは、大勢の町民の方の力をお借りして、新しい町ができたときに、一定のまちづくり計画、新町まちづくり計画をもとに第1次の総合計画が策定されたわけです。これには大勢の町民の方、あるいは議会でのご議論もありましたし、そうした中でつくられた総合計画です。これは確かに10年という区切りの中での

あれで、それにもまさる基本的な理念を掲げた、そうした計画という、条例というものは議会の条例とあわせて、まちづくり基本条例というのが必要だろうというふうに思いますけれども、今、この総合計画の後期を迎える、こういう中で、その総合計画の中に、もう既にまちづくりに対する理念だとか、それから、それぞれの果たすべき役割、特に与謝野町の場合は自助、共助、商助、公助という協働の考え方が、もう理念として挙げてありますので、そうしたものを今、途中でつくっておくということよりも、それに基づいているんな条例ができてきておりますので、個別に、そうした条例の中で明らかにしていくという、そうした方向性で今、進んでいる中で、あえて急いでつくる必要があるかというふうには、私自身は思っております。

ですから、議会がつくられました、基本条例をつくられるときに、一緒に町全体のまちづくり基本条例というのでできればよかったのかもわかりませんが、今もう既に、何回も申し上げましたように総合計画を一つの町の憲法として位置づけて今、進んでいる中で、今、すぐにとということではなしに、一定の、そうした方向性を今後、ともに考えていく。どうしても必要だということになれば、それに向かってつくっていくということが必要じゃないかなというふうに思っております。

ですから、大勢の町民の方からも、いやいやそれは絶対必要だというふうなことであるならばですけれども、今の中で総合計画を見直して後期をつくっていくという中で、そうしたことも考えていく一つの土台になるかなというふうに思っております。ちょっとお答えになったかどうか、わかりませんが、いずれにいたしましても京都府がつけられましたときにも、私かかわらせていただきました。やはりそれには、国には憲法があるけれども、府、県、あるいは地方自治体には、そうした憲法がないというような中で、府は府の理念として、そうしたものを掲げたい。なおかつ、それは府民の方にもわかりやすいものであってほしいという、そういう思いの中でつくらせていただきました。それも考えますと、そうした理念を掲げるということも大事ですけれども、具体的な総合計画の中で、その考えを実現していく方針をつくっていくということは、もう進んでいる中で、それらを重要視していきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、町長の答弁にありましたように、お互い、行政と議会が同時進行で条例づくりができればという答弁でございました。今度こそ新しい公共のあり方も含めまして、多くの町民の人が参画できる総合計画をつくるときに、今やるということなんで、ぜひとも参画していきたいなというふうに思います。

今、教育長の答弁にございました中で、私、気になったのは行財政改革と総合計画中で、どういう方向性が、学校のあり方が示されるかわからないけれども、私、重要なのは、その中で効率とか大型化を求められたならば、もし求めたならば、あえて対立をしてでも教育委員会独自の方向性を出してほしいなという思いで質問をいたしました。この点につきまして、再度、答弁をお願いしたいと思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） ちょっと誤解があるんじゃないかなというふうに思いますのは、与謝野町は幸いなことに合併ということのステップを踏ませていただきました。その中で新しい公共、要するに地方分権一括法だとか、それら分権一括法の施行によってしている、そういう真っただ中の中で、

この計画づくりが進められました。ですから、そういう意味では新しい公共という、既にそうした理念のもとに多くの町民の人の参画も得る中で総合計画がつくられてきた、これはたった10年の計画ですけれども、ある意味、スタート地点、新しく世の中が変わっていく、まさしく、その最初のステップのところ、この総合計画がつくられましたし、その手法も大勢の住民の方も参画いただく中でつくり上げてきた計画でございます。ですから、これは10年のスパンということで、まだ、今後、後期があるわけですので、この10年間は、この総合計画を一つの、理念条例ではありませんけれども、これを一つの、我々のまちづくりの最上位の憲法といいますか、計画として、それを優先させていきたいと、その中にはおっしゃる、それぞれ考えられる自治基本条例に近いものが入っておりますので、後の後期については、それを生かしたような形の計画を、より進めていく、そういう後期の計画になるようにさせていただきたいと、そういう意味で今後、町政懇談会をするようなときには、そうしたものを含めた、この総合計画を一つの基本にして、その中で考えていきたいということでございますので、また、新たに、そういう基本条例を今、つくるといふ、そういう段階ではないのではないかと私自身は思っております。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 杉上議員の再質問についてお答えさせていただきます。適正規模、適正配置を考えていく上に、単に大型化、あるいは財政的効率で求めるものであれば、それは断固戦えというご質問だったと思うんですけれども、確かに学校の、俗に言います統廃合というのは、高度成長期の中で、つまり40年代です。国が推奨していきました。それは、まさに財政的効率を重視した考え方だったと思っております。それで、しかし、その大型化が少なくともよかったんかということになりますと、それが60年代になったら、それも弊害が顕著になってきました。したがって、国は、その大型化を目指した統廃合については、反省の時期に入り、むしろその弊害の対策に当たっていたというのが、今日までの流れでございます。したがって、国のほうは、そうしたものの援助が少なくなってきたはずでございます。

それから、その意味で、先ほども申しましたように、財政効率だけで、この問題は考えるべきでもないと思いますし、大きいものがないという、あの高度成長の時代の、そのような考え方も、これはいけないことだと、そのように思っております。

しかしながら、武士は食わねど高楊枝では、これは教育もできません。財政的なことをなしに、また、論じることでもできませんので、あくまでも財政的な効率ということも、これは当然、視野に入れなければならないことでもあります。ただ、それだけで推進するということについて、私も、これは避けなければならないと思っております。いずれにしても、議員、ご指摘のように、そのようなことにならないように本町、我々の教育委員会としましては、あくまでもソフトの面での効率化は追求させていただきますけれど、そのような形では進めていくつもりはございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 総合計画は最上位ですけれども、今、教育長の答弁にありましたように、教育委員会の独自性、ソフト面におきましては、効率を求めるけれども、ハードにおきましては教育委員会の独自性を発揮していくという答弁だというふうに思います。よろしいのでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、教育委員会の独自性云々の問題になっておりますけれども、総合計画の中にもきちっと将来を担う子供たちに対する、そうしたプロジェクトと申しますか、考え方が述べられております。それらも含めて、それもやはり、この町の子供たちをどう育てていくか、どうしていきたいかという、学校教育とは少し離れているところがあるかも知れませんが、考え方としては同じだというふうに思いますし、そういう意味では、この与謝野町の総合計画は非常に幅広く、それらも含んだ中身が示されているというふうに思いますので、財政だけ、あるいは、そうではない、だけではなしに、やはりバランスのとれた中で行政とも両輪の形で進めていく、そうした教育行政のあり方、また、独自性等も保たれながら同じ方向へ向かっていくという点では、私は一致しているのではないかと申しております。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 反省をしております。私、そのように答弁したのではなかったと思います。先ほど、町長、答弁されましたように、本町の総合計画、それから、行政大綱のもとで本町の教育行政を考えていっているわけですし、推進していっているわけでございます。そのように申し上げたつもりなんでございますけれど、そのようにご理解願いたいと思います。教員してきた人間としては、説明が至らなかったことをおわび申し上げます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 私、単純にちょっと戻すんですけども、小学校の卒業生が、例えば加悦小学校46名、入学生が28名、三河内小学校35名が入学生17名、岩屋小学校が、これまでから言われていたんですが、いよいよ現実のものとして12名が卒業されまして新入生が5名というふうに、かつてと言ったらいいんでしょうか、織物が栄えた地域ほど劇的な変化を、小学生の卒業生と入学生から見とれるわけございまして、その中におきまして、総合計画、あるいは行財政改革の中に教育、あるいは子育ての問題があるとしても、ここはやはり教育委員会の独自性を発揮していただきまして、こう思うんだという学校のあり方であり、学校の編成を貫いてほしいなという思いを述べさせていただきました。この点で町長、あるいは教育長から答弁いただきました。

ぜひとも、教育委員会の本当の姿と申しますか、こう思うあれを、ぜひとも貫いていただきたいということを期待しておきたいと、再度、思います。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 再びおわび申し上げます。私、そのようなつもりでは、答弁させてもらったつもりはございません。何も教育委員会の独自性が本町において損なわれていっている、犯されているというふうには、私自身、考えておりません。そして、そんな状況はございません。あくまでも、これは先ほどから出ておりますように、町のやはり方針のもとで、その中で教育委員会は教育委員会としての職分を、機能を果たしていくということが、これは至上の命題でございますので、その点、誤解のないようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。

説明不足があった点は、重ねておわび申し上げます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 抽象的な質問になったというふうにご指摘もありましたけども、数字だけが先に出てしまいますので、そこはやはり地域を巻き込んで議論をしていかないかんことだと思いま

て、地域との学校のあり方を論じさせていただきました。やはり地域が参画していかないと学校の新しい編成も難しいんだということが、これはなかなか、遠回しに言いましたけども、ぜひとも、そういった取り組みを進めていただきたいというふうに重ねてお願いしておきたいと思います。決して効率、あるいは市場原理を持ち込んだ教育論を論じるのではなくて、手間暇をかけた教育を、ぜひとも実現できるような方向性をお願いしておきたいと思います。以上でございます。

議長（井田義之） これで杉上忠義議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

次回は明日3月9日、午前9時30分から開議しますのでご参集ください。

お疲れさまでした。

(散会 午後 3時26分)